

施設工事共通仕様書

令和 7 年 7 月

中日本高速道路株式会社

施設工事共通仕様書

総目次

第1章	総則	1 - 1
第2章	ゲート工事	2 - 1
第3章	あと施工アンカー工事	3 - 1
第4章	杭地業工事	4 - 1
第5章	建築附属物の構造	5 - 1
第6章	ブース空気調和設備工事	6 - 1
第7章	疲労設計	7 - 1
提出書類の様式		様 - 1

第1章 総則

第1節	目的.....	1-3
第2節	用語の定義.....	1-3
第3節	日数等の解釈.....	1-5
第4節	契約書類の解釈.....	1-5
第5節	設計図書の貸与、照査及び保管.....	1-6
第6節	ワンデーレスポンス及びウィークリースタンス.....	1-6
第7節	監督員及び主任補助監督員等.....	1-6
第8節	現場代理人等.....	1-9
第9節	提出書類.....	1-15
第10節	工事用地等の使用.....	1-16
第11節	関係官公署及び関係会社への手続き.....	1-16
第12節	地元関係者との交渉等.....	1-17
第13節	着工日.....	1-17
第14節	作業日.....	1-17
第15節	週間工程表.....	1-18
第16節	工事の下請負.....	1-18
第17節	受注者相互の協力.....	1-19
第18節	工事関係者に対する措置.....	1-19
第19節	技術業務及び設計業務.....	1-20
第20節	工程表及び履行報告.....	1-23
第21節	施工計画書.....	1-24
第22節	機器及び材料.....	1-25
第23節	支給材料及び貸与品.....	1-27
第24節	工事中の安全の確保.....	1-27
第25節	環境対策.....	1-30
第26節	文化財の保護.....	1-32
第27節	建設副産物.....	1-33
第28節	施工管理.....	1-34
第29節	検査及び立会い.....	1-35
第30節	機能使用、施設使用.....	1-36
第31節	施工.....	1-37
第32節	工事の変更等.....	1-38
第33節	諸経費.....	1-38
第34節	工事の一時中止.....	1-43
第35節	不可抗力による損害.....	1-44

第36節	スライド条項の適用基準	1-45
第37節	臨機の措置	1-47
第38節	契約変更	1-47
第39節	工期変更	1-47
第40節	年度出来高予定額	1-48
第41節	工事の出来形部分の確認及び検査	1-49
第42節	しゅん功検査	1-49
第43節	請負代金の支払	1-51
第44節	遅延日数の算定	1-51
第45節	部分使用	1-52
第46節	工事記録等	1-52
第47節	工事情報共有・保存システムによる施設工事関係書類の提出方法	1-54
第48節	電子証明書の取得	1-54
第49節	コリンズへの登録	1-55
第50節	保険の付保及び事故の補償	1-55
第51節	特許権等の使用に係わる費用負担	1-56
第52節	特許権等の帰属	1-57
第53節	著作権の譲渡等	1-57
第54節	欠陥の調査	1-57
第55節	発生材の処理	1-58
第56節	工事看板の設置	1-58
第57節	紛争中における発注者、受注者の義務	1-58
第58節	交通安全管理	1-58
第59節	関係法令及び条例の遵守	1-60
第60節	関係図書の準用	1-60
第61節	秘密の保持	1-61
第62節	VE提案に関する事項	1-63
第63節	保守講習会の実施	1-65
第64節	無償修理保証及び部品供給保証に関する事項	1-65
第65節	熱中症対策	1-66

第1章 総則

第1節 目的

1.1.1 目的

施設工事共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は中日本高速道路株式会社（以下「当社」という。）が発注する建築工事、電気工事、通信工事、管工事、トンネル非常用設備工事、受配電設備工事、伝送・情報処理設備工事、交通情報設備工事、トンネル換気設備工事、機械設備工事（以下「工事」という。）に係る工事請負契約書又は工事基本契約書（以下「契約書」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、工事実施上必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。

第2節 用語の定義

1.2.1 用語の定義

契約書類に使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「契約書類」とは、契約書第1条に規定する契約書及び設計図書をいう。
- (2) 「仕様書」とは、共通仕様書及び特記仕様書（本章第60節に示す関係図書等適用すべき諸基準を含む。）、施設工事施工管理要領（以下「施工管理要領」という。）入札者に対する指示書、質問回答書及びこれらを補足する書類をいう。
- (3) 「特記仕様書」とは、共通仕様書並びに施工管理要領を補足し、工事の施工に関する明細又は特別な事項を定める書類をいう。また、発注者がその都度提示した変更特記仕様書若しくは追加特記仕様書を含むものとする。
- (4) 「図面」とは、入札に際して発注者が交付した設計図及び発注者から変更又は追加された設計図をいう。ただし、詳細設計を含む工事にあつては、契約書類及び監督員の指示に従って作成されたと監督員が認めた詳細設計の成果品の設計図を含むものとする。
- (5) 「施工図等」とは、施工図、原寸図、工作図、製作図、その他これらに類する詳細図等をいう。
- (6) 「監督員」とは、契約書第9条第1項の規定に基づき、発注者が定め受注者に通知した者をいう。
- (7) 「副監督員」、「主任補助監督員」及び「補助監督員」とは、本章1.7.2、1.7.3及び1.7.4の規定に基づき、監督員が定め受注者に通知した者をいう。
- (8) 「確認」とは、契約書類に示された項目について、発注者若しくは監督員と受注者とはとが臨場若しくは関係資料により、その内容について契約書類との整合又はお互いの認識に齟齬がないかを確かめることをいう。
- (9) 「立会い」とは、契約書類に示された項目について、監督員が臨場により、その内容について契約書類との適合を確かめることをいう。
- (10) 「検査」とは、工事の出来形等を対象に、監督員が臨場又は書類により、契約書類と対比してその適否を判定することをいう。

- (11) 「しゅん功検査」とは、契約書第32条第2項の規定に基づき、工事の完成を確認するために行う検査をいう。
- (12) 「一部しゅん功検査」とは、契約書第39条第1項の規定に従い、指定部分の完成を確認するために行う検査をいう。
- (13) 「しゅん功検査員」「一部しゅん功検査員」とは、それぞれ契約書第32条第2項の規定に基づき、「しゅん功検査」又は「一部しゅん功検査」を行うため発注者が定めた者をいう。
- (14) 「出来形部分」とは、契約書類の規定に従い適正に履行された工事の部分を用いる。
- (15) 「出来高」とは、契約書第38条第3項の規定に基づき、確認された工事の出来形部分の請負代金額をいう。
- (16) 「数量の検測」とは、工事の出来形部分の測定及び施工内容の確認をいう。
- (17) 「指示」とは、監督員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について書面により示し、実施させることをいう。
- (18) 「承諾」とは、契約書類で明示した事項について発注者若しくは監督員と受注者とが書面により同意することをいう。
- (19) 「協議」とは、書面により契約書類の協議事項について、発注者若しくは監督員と受注者とが対等の立場で合意し結論を得ることをいう。
- (20) 「提出」とは、監督員が受注者に対し、又は受注者が監督員に対し工事に係わる書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
- (21) 「提示」とは、監督員が受注者に対し、又は受注者が監督員に対し工事に係わる書面又はその他の資料を示し、説明することをいう。
- (22) 「報告」とは、受注者が監督員に対し、工事の状況又は結果について書面により知らせることをいう。
- (23) 「通知」とは、監督員が受注者に対し、又は受注者が監督員に対し工事に関する事項について書面により互いに知らせることをいう。
- (24) 「連絡」とは、口頭、ファクシミリ、電子メールなどの署名又は押印が不要な手段により知らせることをいう。なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。
- (25) 「書面」とは、手書き、印刷物等の伝達物をいい、発行年月日を記載し、署名又は捺印したものを有効とする。また、本章第47節「工事情報共有・保存システム(Kcube2(施設))」を用いて作成及び提出等を行った書類及び施工管理試験結果についても、「書面」と同様の取扱いを行うものとする。
ただし、緊急を要する場合は、ファクシミリ又は電子メールにより伝達できるものとするが、速やかに、有効な書面を作成するものとする。
- (26) 「変更設計図面」とは、契約変更時の添付図面として、入札に際して発注者が交付した設計図を、監督員が受注者に行った工事の変更指示に基づき修正したものをいう。
- (27) 「同等品以上の品質」とは、品質について、特記仕様書で指定する品質、又は特記仕

様書に指定がない場合には、監督員が承諾する試験機関の品質の確認を得た品質、若しくは、監督員の承諾した品質をいう。

(28) 「JIS」とは、日本産業規格をいう。

(29) 「JAS」とは、日本農林規格をいう。

(30) 「参考」とは、契約書類に含まれない図書で、発注者及び受注者を拘束するものでない。

(31) 「機器」とは、製造業者の製作工場等で機能、性能の確認（品質証明が得られる）がなされて調達するもので、施工現場において内部の加工等を必要としないものをいう。

(32) 「材料」とは、素材品質等の確認（認証等を含む）が製作工場等でなされて調達されるもので、施工現場において造成、加工を必要とするものをいう。

第3節 日数等の解釈

1.3.1 日数等の解釈

契約書類における期間の定めは契約書第1条第9項の規定によるものとするが、工期及び本章1.4.4.1に規定する遅延日数の算定以外の日数の算定に当たっては、12月29日から翌年1月3日及び5月3日から5月5日までの期間、夏期休暇（3日）の日数は算入しないものとする。

第4節 契約書類の解釈

1.4.1 契約書類の相互補完

契約書類は、相互に補完し合うものとし、そのいずれか一によって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。

1.4.2 共通仕様書、施工管理要領、特記仕様書、図面、質問回答書の優先順位

共通仕様書、特記仕様書、図面、質問回答書との間に相違がある場合の優先順位は、次の(1)から(5)の順序のとおりとする。

(1) 質問回答書

(2) 特記仕様書

(3) 図面

(4) 施工管理要領

(5) 共通仕様書

1.4.3 図面の実測値と表示された数字の不整合

図面から読み取って得た値と図面に書かれた数字との間に相違がある場合は、受注者はその内容を監督員に提出し、監督員の指示を受けなければならない。なお、監督員は、受注者から提出された内容について必要と認められる場合は、契約書第18条の規定に基づき設計図書の訂正又は変更をしなければならない。

1.4.4 契約書類に示された特定の工法、特定の製品及び特許工法の位置付け

契約書類に特定の工法、特定の製品または特許工法が指定されている場合であっても、監督員がこれと同等以上と認めた場合はこの限りではない。

第5節 設計図書の貸与、照査及び保管

1.5.1 設計図書の貸与

監督員は、受注者からの要求があり必要と認めるときは、図面の原図又はCADデータを貸与する。ただし、共通仕様書、各種施工管理要領、工事記録写真等撮影要領(施設編)等市販・公開されているものにあつては、受注者の負担において備えるものとする。

1.5.2 設計図書の照査

受注者は、施工前及び施工途中において、受注者の負担により契約書第18条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。なお、確認できる資料とは、現場地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとし、受注者は監督員からさらに詳細な説明又は書面の追加の要求があつた場合は従わなければならない。

ただし、設計図書の照査範囲を超える資料の作成については、契約書第19条によるものとし、監督員の指示によるものとする。

1.5.3 貸与資料の取扱い

受注者は、契約の目的のために必要とする以外は、設計図書を監督員の確認なくして第三者に使用させ、又は伝達してはならない。

第6節 ワンデーレスポンス及びウィークリースタンス

- (1) 監督員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」及び「ウィークリースタンス」に努めるものとする。
- (2) ワンデーレスポンスとは、受注者からの問合せ等に対して、1日あるいは適切な期限までに回答することをいう。なお、1日での回答が困難な場合などは、回答時期を明確にするなど、速やかな回答をすることをいう。
- (3) ウィークリースタンスとは、初回打合せ時に、受発注者双方の勤務時間や定時退社日等の就業環境や1週間の仕事の進め方を共有及び確認することで、計画的かつ円滑に工事、業務を進めることをいう。なお、確認する内容については様式第37号による。

第7節 監督員及び主任補助監督員等

1.7.1 監督員の権限

契約書第9条第2項の規定に基づき、監督員に委任した権限は次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 契約書第2条の規定に基づき行う関連工事の調整
- (2) 契約書第15条の規定に基づき行う支給材料及び貸与品の取扱い
- (3) 契約書第16条第4項の規定に基づき受注者に代わって行う物件の処分、工事用地等の修復若しくは取片付け

- (4) 契約書第16条第5項の規定に基づき行う受注者のとるべき措置の期限、方法等の決定
- (5) 契約書第18条第3項の規定に基づき行う調査結果の通知
- (6) 契約書第18条第4項の規定に基づき行う設計図書の訂正又は変更
- (7) 契約書第19条の規定に基づき行う設計図書の変更
- (8) 契約書第20条の規定に基づき行う工事の全部又は一部の施工の一時中止の指示
- (9) 契約書第23条の規定に基づき行う工期の短縮変更の請求
- (10) 契約書第24条の規定に基づき行う工期の変更日数に関する協議、決定
- (11) 契約書第25条第3項の規定に基づき行う増加費用又は負担額に関する協議のうち次に掲げる事項
 - 1) 契約書第8条の規定に基づき行う費用の負担
 - 2) 契約書第15条第7項の規定に基づき行う費用の負担
 - 3) 契約書第17条第1項の規定に基づき行う費用の負担
 - 4) 契約書第18条第5項の規定に基づき行う費用の負担
 - 5) 契約書第19条の規定に基づき行う費用の負担
 - 6) 契約書第20条第3項の規定に基づき行う費用の負担
 - 7) 契約書第23条第2項の規定に基づき行う費用の負担
 - 8) 契約書第27条第4項の規定に基づき行う費用の負担
 - 9) 契約書第28条の規定に基づき行う費用の負担
 - 10) 契約書第29条の規定に基づき行う費用の負担
 - 11) 契約書第30条第4項の規定に基づき行う費用の負担
 - 12) 契約書第34条第3項の規定に基づき行う費用の負担
- (12) 契約書第26条第3項の規定に基づき行う変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額に関する協議
- (13) 契約書第31条の規定に基づき行う設計図書の変更内容に関する協議、決定
- (14) 契約書第34条第1項の規定に基づき行う部分使用に関する協議、決定

1.7.2 副監督員

監督員は、必要と認めた場合には自己を補佐するとともに技術に関する点検及び指導を行うための副監督員を置くことができる。この場合において監督員は副監督員の氏名を受注者に通知するものとする。

1.7.3 主任補助監督員

監督員は、自己を補助させるため主任補助監督員を定め、監督員の権限とされる事項のうち監督員が必要と認めた権限を委任することができるものとする。この場合において監督員は、主任補助監督員の氏名を受注者に通知するものとし、委任した権限は次のとおりとする。

- (1) 契約書に規定する監督員の権限のうち、下表の事項

条	項目	内 容
第 9 条 第 2 項	監督員	二 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図書等の承諾 三 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査(確認を含む)
第 1 3 条	工事材料の品質及び検査等	2 工事材料の検査 4 工事材料の現場外への搬出の承諾
第 1 4 条	監督員の立会い及び工事記録の整備等	1. 2 設計図書に立会いを指定された調査、見本検査、施工への立会い 3 設計図書に整備を指定された記録の提出先 5 検査に応じない場合の施工通知先
第 1 5 条	支給材料及び貸与品	2 支給材料及び貸与品の引渡し検査並びに適切でない場合の受注者からの通知先 4 引渡し後適切でない場合の受注者からの通知先 5 支給材料若しくは貸与品の品質、数量等変更又は使用の要求 6 支給材料若しくは貸与品の品質、数量、引渡し場所等の変更

(2) 共通仕様書に規定する監督員の権限のうち、下表の事項

章	項 目	内 容
1. 8. 1	現場代理人等の設置	・技術研鑽のための研修、講習、試験等で短期間工事現場を離れる場合の確認
1. 1 1	関係官公署及び関係会社への手続き	・協議に係る指示 ・協議状況の報告先及び指示
1. 1 2. 1	地元関係者との交渉	・協議の事前協議先及び指示
1. 1 2. 4	交渉文書等の整備	・地元関係者との協議状況の報告先並びに指示
1. 1 4	現場閉所	・休日等の作業の確認
1. 1 9. 1	工事内容の変更等の補助業務	・補助業務に関する指示
1. 1 9. 2	特殊な調査及び試験への協力等	・特殊な調査及び試験に関する指示
1. 2 0. 2	工事工程の共有	・週間工程表の提出先
1. 2 1. 1 1. 2 1. 3	施工計画書の提出 変更施工計画書	・施工計画書の提出先及び修正の請求 ・変更施工計画書の提出先及び修正の請求
1. 2 2. 3 1. 2 2. 7 1. 2 2. 8 1. 2 2. 9	機器及び材料の承諾等 色等の指示 材料の搬入及び検査 機器及び材料検査に伴う試験	・機器及び材料の承諾等 ・ J I S マーク表示許可製品等の使用届の提出先 ・色及び字体等の指示 ・工事材料検査結果報告書の提出先及び検査 ・軽微な材料についての指示 ・試験成績書の提出先 ・定めのない場合の試験方法の指示 ・試験方法の承諾

1.29.1	監督員の検査権等	・工事状況確認のための立入り、立会い、検査 ・製作工場に滞在しての検査、立会い
1.29.2	検査及び立会い願	・工事施工立会（検査）願の提出先
1.29.3	検査及び立会いの日時の調整	・工事施工立会（検査）の日時の調整
1.29.4	遠隔臨場	・当社の勤務時間外の検査・立会いの確認
1.29.6	立会いの省略	・遠隔臨場に関する計画書の提出先 ・設計図書に定められた立会いの省略 ・立会いを省略した場合の資料の要求
1.31.2	施工図等	・施工図の承諾及び作成省略の承諾
1.31.3	施工の立会い	・施工図、変更施工図の提出先及び承諾
1.31.4	施工の検査	・特に立会いを行う場合の指示
1.31.5	施工検査に伴う試験	・検査を行う場合の工程の指示 ・抽出検査としない検査の指示 ・試験成績書の提出先
1.46.1	工事記録等	・工事記録等に関する指示及び提出先
1.46.2	工事完成写真	・工事完成写真に関する指示及び提出先
1.46.3	出来形調書	・出来形調書に関する指示及び提出先
1.49.1	コリンズへの登録	・コリンズへの登録の確認及び登録内容確認書の提出先
1.56.1	工事看板の設置	・工事看板の設置の確認

1.7.4 補助監督員

監督員は、自己又は主任補助監督員を補助させるため補助監督員を定め、自己又は主任補助監督員の権限とされる事項のうち監督員が必要と認めた権限を委任することができるものとする。この場合において監督員は、補助監督員の氏名並びに発注者が監督業務の一部を第三者に委託した場合は、その者の所属会社名及び氏名を受注者に通知するものとし、委任した権限は次のとおりとする。

(1) 契約書に規定する監督員の権限のうち、下表の事項

条	項 目	内 容
第9条 第2項	監督員	三 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む）
第13条	工事材料の品質及び検査等	2 工事材料の検査
第14条	監督員の立会い及び工事記録の整備等	1.2 設計図書に立会いを指定された調合、見本検査、施工への立会い

(2) 共通仕様書に規定する監督員の権限のうち、下表の事項

章	項 目	内 容
1.29.1	監督員の検査権等	・工事状況確認のための立入り、立会い、検査 ・製作工場に滞在しての検査、立会い

第8節 現場代理人等

1.8.1 現場代理人等の設置

- (1) 契約書第10条第1項の規定に基づき設置する現場代理人、主任技術者、監理技術者、専門技術者(以下「現場代理人等」という。)は、受注者に所属する者とし、選定した者を原則として契約期間中設置するものとする。なお、受注者は、監督員から雇用関係を示す書面の提出を求められた場合は、その求めに応じなければならない。
- (2) 主任技術者、監理技術者は受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者または次に掲げるいずれかの規定に該当する者とする。なお、監理技術者補佐は2)を適用してもよい。
- 1) 営業譲渡又は会社分割を行った出向元からの下記の出向社員
建設業の許可を受けた企業が営業譲渡により他の企業に当該建設業を譲渡し、又は会社分割により他の企業が当該建設業を承継する際に、当該建設業を譲受け又は承継する企業(出向先企業)へ転籍すべき社員が暫定的に当該建設業を譲渡し又は当該会社分割を行った企業(出向元企業)からの出向社員において、出向先企業が配置する者。ただし、出向元企業が建設工事の種類に係る建設業の許可を廃止したときは、営業譲渡の契約上定められている譲渡の日又は出向先企業が会社分割の登記をした日から3年以内の間に限る。
 - 2) 企業集団内の出向先の建設業者が配置する下記の出向社員
親会社と連結子会社からなる同一の企業集団において、親会社とその連結子会社の間、または、連結子会社の間の出向社員において、出向先の建設業者が配置する者。ただし、当該出向社員が所属建設業者からの入札の申込のあった日等以前に出向先と3ヵ月以上の雇用関係にある場合に限る。
なお、同一の企業集団とは会社法(平成17年法律第86号)第2条第4号に規定する親会社及び会社計算規則(平成18年法務省令第13号)第2項第3項第22号に規定する連結子会社からなる企業集団のことをいう。
- (3) 契約書第10条第1項の規定に基づき設置する主任技術者又は監理技術者が専任を要する工事の場合において、次の各号に掲げる期間については専任を要しないものとする。なお、専任を要する期間は工事現場が稼働している期間とする。
- 1) 契約締結後、本章第13節に示す着工日までの期間。
 - 2) 構造物、機器の詳細設計を含む工事において、詳細設計のみが行われる期間。
 - 3) 機器の工場製作のみが行われる期間。なお、工場製作期間中、同一工場内で他の製作と一元的な管理体制のもので製作を行うことが可能な場合は、その期間についても専任を要しない。
 - 4) しゅん功届を提出後、本章第42節に示すしゅん功検査が完了した場合において、発注者が受注者にしゅん功認定を通知した日以降の期間。
 - 5) 契約書第20条第1項及び第2項の規定に基づき、工事を全面的に一時中止している期間。
 - 6) 設計図書に定められた冬季休止期間等の期間であって、かつ工事現場が不稼働であること。
- なお、前記2)、3)の期間については、監督員と受注者で協議のうえ、工事打合簿

(様式第2号)により定めるものとする。

- (4) 現場代理人は、契約書第10条第2項の規定に基づき工事現場に常駐しなければならない。ただし、当該建設工事に関する打合せや書類作成等の業務に加え、技術研鑽のための研修、講習、試験等への参加、休暇の取得、勤務間インターバル等その他の合理的な理由で、短期間（1～2日程度）工事現場を離れる際に適切な施工ができる体制を確保することができる場合は、本章第15節に規定する週間工程表に現場を離れる旨を記載し監督員に提出するものとする。

また、終日現場を離れている状況が週の稼働日の半数以上または、周期的に現場を離れる場合については、適切な施工ができる体制を確保するとともに、その体制について、監督員の確認を得たうえで、本章第15節に規定する週間工程表に記載し提出するものとする。なお、適切な施工ができる体制とは、現場状況や不在期間、不在とする現場代理人の状況等を踏まえ、次に掲げるいずれかを確保することをいう。

- 1) 契約書第10条第2項に基づく現場代理人の権限を行使する代理の技術者を配置
- 2) 工事現場の運営及び取締り等に支障のない範囲内において、次に掲げるいずれかの体制を確保
 - ①連絡を取りうる体制
 - ②必要に応じて現場に戻りうる体制
 - ③リアルタイムの映像・音声による通信手段の確保、その通信手段を活用した必要な資格を有する代理の技術者による対応

ただし、監督員の確認を得た場合においても、受注者は契約上のいかなる責任又は義務を免れるものではない。

- (5) 入札前に競争参加資格確認資料又は技術資料（以下「確認資料等」という。）を提出した工事における現場代理人、主任技術者及び監理技術者の設置については次のとおりとする。
- 1) 現場代理人、主任技術者及び監理技術者のうち必ず1名以上は、確認資料等の「配置予定の現場代理人又は主任（監理）技術者の工事経験」を求める様式に記載した者の中から選定し、選定した者を原則として契約期間中設置しなければならない。
 - 2) 主任技術者及び監理技術者は、確認資料等の「配置予定の主任（監理）技術者の資格」を求める様式に記載した者の中から選定し、選定した者を原則として契約期間中設置しなければならない。なお、監理技術者は監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者でなければならない。
 - 3) 共同企業体（経常建設共同企業体を含む）を構成する場合は、構成員毎に主任技術者又は監理技術者を必ず1名以上選定しなければならない。なお、工事を施工するために締結した下請契約の請負代金額（当該下請契約が二以上あるときは、それらの請負代金の総額とする。）が5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）以上になるときは、構成員のうち1社は監理技術者を設置しなければならない。
 - 4) 詳細設計又は構造物、機器の製作を含む工事において、詳細設計中又は工場製作中に設置した現場代理人等を詳細設計完了後又は工場製作完了後に変更する場合は、上記

- 1) 及び2) の手続きにより選定した者を設置しなければならない。
- 5) 上記1) 及び2) の手続きにより選定した者を途中交代する場合は、その理由及び別に設置する技術者の氏名、実績、資格を付して監督員の承諾を得なければならない。

なお、途中交代できる場合は次に掲げる場合とする。

- ① 死亡、傷病、被災、出産、育児、介護又は退職等、やむを得ない場合。
- ② 工程上一定の区切りと認められる時点において、次に掲げる場合。なお、いずれの場合も、工事の継続性、品質確保等に支障がないよう工事の規模、難易度等に応じ一定期間重複して工事現場に配置するなどの措置をとることとする。

イ) 受注者の責によらない理由により工事中止又は工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合

ロ) 契約工期が長期に及ぶ場合

また、監督員の承諾を得て別に設置する技術者は、原則として下記の要件を満足する者でなければならない。

- 1) の場合は配置予定の現場代理人又は主任（監理）技術者に求めた工事経験と同等以上の工事経験を有する者。
 - 2) の場合は配置予定の主任（監理）技術者の資格で求めた資格を有する者。ただし、監理技術者は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者でなければならない。
- (6) 確認資料等を提出しない工事における現場代理人等の設置については次のとおりとする。
- 1) 主任技術者及び監理技術者は、当該工事に対応する建設業法の許可業種に係る有資格者を選定し、選定した者を原則として契約期間中設置しなければならない。なお、監理技術者は監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者でなければならない。
 - 2) 経常建設共同企業体を構成する場合は、構成員毎に当該工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する監理技術者又は当該工事に対応する建設業法の許可業種に係る資格を有する主任技術者を必ず1名以上選定しなければならない。なお、工事を施工するために締結した下請契約の請負代金額（当該下請契約が二以上あるときは、それらの請負代金の総額とする。）が5, 000万円（建築一式工事の場合は8, 000万円）以上になるときは、構成員のうち1社は監理技術者を設置しなければならない。
 - 3) 現場代理人等を途中交代する場合は、その理由及び別に設置する技術者の氏名、資格を付して監督員の承諾を得なければならない。なお、途中交代できる場合は次に掲げる場合とし、②、③の交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時点とするほか、工事の継続性、品質確保等に支障がないよう工事の規模、難易度等に応じ一定期間重複して工事現場に配置するなどの措置をとることとする。

- ① 死亡、傷病、被災、出産、育児、介護又は退職等、やむを得ない場合。
- ② 工程上一定の区切りと認められる時点において、次に掲げる場合。なお、いずれの場合も、工事の継続性、品質確保等に支障がないよう工事の規模、難易度等に応じ一定期間重複して工事現場に配置するなどの措置をとることとする。

イ) 受注者の責によらない理由により工事中止又は工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合

ロ) 契約工期が長期に及ぶ場合

また、監督員の承諾を得て別に設置する技術者は、建設業法の許可業種に係る資格を有する者でなければならない。なお、監理技術者は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者でなければならない。

- 4) 詳細設計又は構造物、機器の製作を含む工事において、詳細設計中又は工場製作中に設置した現場代理人等を詳細設計完了後又は工場製作完了後に変更する場合は、3) に準ずるものとする。

(7) 専任を要する主任技術者、監理技術者、専門技術者（以下「監理技術者等」という。）は、他の工事現場に係る職務を兼務せず、勤務中は常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事することを意味するものであり、必ずしも当該工事現場への常駐を要する必要はない。ただし、当該工事の技術上の管理や施工に従事する者の技術上の指導監督といった監理技術者等の職務を踏まえ、当該工事現場にて業務を行うことを基本とする。

(8) 監理技術者等は、当該工事に関する打合せや書類作成等の業務に加え、技術研鑽のための研修、講習、試験等への参加、休暇の取得、勤務間インターバル等その他の合理的な理由で、短期間（1～2日程度）工事現場を離れる際に適切な施工ができる体制を確保することができる場合は本章第15節に規定する週間工程表に現場を離れる旨を記載し、監督員に提出するものとする。

また、終日現場を離れている状況が週の稼働日の半数以上または、周期的に現場を離れる場合については、適切な施工ができる体制を確保するとともに、その体制について、監督員の確認を得たうえで、本章第15節に規定する週間工程表に記載し提出するものとする。

なお、適切な施工ができる体制とは、現場状況や不在期間、不在とする監理技術者等の状況等を踏まえ、次に掲げるいずれかを確保することをいう。

ただし、いずれの場合も、監理技術者等が現地での対応が必要な場合は除く。

- 1) 必要な資格（監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証）を有する代理の技術者の配置
- 2) 工事の品質確保等に支障の無い範囲において、次に掲げるいずれかの体制を確保
 - ①連絡を取りうる体制
 - ②必要に応じて現場に戻りうる体制
 - ③リアルタイムの映像・音声による通信手段の確保、その通信手段を活用した必要な資格を有する代理の技術者による対応

- (9) 建設業法第26条第3項第一号の規定の適用を受ける主任技術者または監理技術者（以下、「特例監理技術者①」という。）の配置を行う場合は、同法第26条第3項第一号のイからハ及び同法第26条第4項に基づく要件を満たさなければならない。
- (10) 入札公告等において、建設業法第26条第3項ただし書きの規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者②」という。）の配置を認める工事の場合は、以下の1）～9）の要件を全て満たさなければならない。
- 1) 契約書第10条第1項の規定に基づき監理技術者補佐を専任で配置すること。
 - 2) 監理技術者補佐は、1級施工管理技士補又は1級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者②に求める技術検定種目と同じであること。
 - 3) 監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
 - 4) 同一の特例監理技術者②が配置できる工事の数は、当該工事を含め同時に2現場までとする。
 - 5) 特例監理技術者②が兼務できる工事は、特記仕様書に示す工事範囲内でなければならない。
 - 6) 特例監理技術者②は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
 - 7) 特例監理技術者②と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
 - 8) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
 - 9) 兼務する工事が当社発注工事の場合は同一の支社が発注する工事であること。
- (11) 建設業法第26条の5の規定の適用を受ける主任技術者または監理技術者（以下、「営業所監理技術者」という。）を配置する場合は、同法26条の5の要件をすべて満たさなければならない。(12) 特例監理技術者①、特例監理技術者②、監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要しない場合は、一般社団法人日本建設情報総合センター(JACIC)が運用する工事实績情報システム（以下「コリンズ」という。）により、本章第49節の登録を行うこと。

1.8.2 現場代理人の権限

契約書第10条第2項に規定する「設計図書に定めるもの」とは、次の各号に掲げるものをいい、現場代理人は、これらの権限を行使することができないものとする。

(1) 契約変更に係るもの

本章1.38.1に規定するもの

(2) 請負代金の請求及び受領に係るもの

- 1) 契約書第33条第1項及び第39条の規定による請負代金の請求
- 2) 契約書第35条第1項及び第41条の規定による前払金の請求
- 3) 契約書第38条第1項、第5項及び第42条の規定による部分払の請求

- 4) 契約書第38条第2項及び本章1.41.1に規定する出来形部分の確認請求及び結果の受理
- 5) 契約書第40条第1項及び第2項の規定による各年度の出来高計画書の提出
- 6) 契約書第55条第2項の規定による遅延利息の請求
- 7) 契約書第43条第1項の規定による第三者による代理受理の承諾願の提出
- 8) 本章第43節の規定による金融機関の口座の指定
- 9) 本章1.41.2の規定による工事出来形部分検査額の提出期限の変更協議
- (3) 契約の解除に係るもの
契約書第53条に規定するもの
- (4) 工事関係者に関する措置請求に係るもの
契約書第12条に規定するもの
- (5) 工事の完成に係るもの
 - 1) 契約書第32条第1項、本章1.42.1及び第39条の規定による通知
 - 2) 契約書第32条第2項及び第39条の規定による検査結果の受理
 - 3) 契約書第32条第4項及び第39条の規定による工事目的物の引渡し申し出
- (6) 権利義務の譲渡等に係るもの
契約書第5条の規定による承諾願の提出
- (7) 紛争の解決に係るもの
契約書第59条及び第60条に規定するもの

第9節 提出書類

1.9.1 監督員を経由しない提出書類

契約書第9条第5項に規定する「設計図書に定めるもの」とは、次の書類をいう。

- (1) 契約書第4条の規定による保証証券の寄託
- (2) 契約書第12条第4項の規定による監督員に関する措置請求
- (3) 契約書第33条第1項及び第39条の規定による請負代金の支払に係る請求書
- (4) 契約書第35条第1項及び第41条の規定による保証証券の寄託及び前払金の支払に係る請求書
- (5) 契約書第36条及び第41条の規定による変更後の保証証券の寄託
- (6) 契約書第38条第1項、第5項及び第42条の規定による部分払の請求書
- (7) 契約書第43条第1項の規定による第三者による代理受理の承諾願
- (8) 契約書第55条第2項の規定による遅延利息の請求書
- (9) その他入札公告等において指定した書類
- (10) 本章1.50.6に規定する工事費構成内訳書

1.9.2 提出書類の様式

受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め、提出するものとする。ただし、発注者又は監督員がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。

第10節 工事用地等の使用

1.10.1 工事用地等の使用

受注者は契約書第16条第1項に規定する「工事用地等」を無償で使用するものとする。ただし、工事用地等は、専ら工事の施工目的に使用するものとする。

1.10.2 受注者が確保すべき工事用地等

工事の施工上当然必要とされる用地及び特記仕様書において受注者が確保すると規定した場合の用地については、受注者の責任で確保し、これを安全に保全管理するものとする。この場合において、工事の施工上当然必要とされる用地とは、営繕用地（受注者の現場事務所、宿舍、駐車場等）及び専ら受注者が使用する用地並びに構造物掘削等に伴う借地等をいう。ただし、特記仕様書に使用が可能とされた敷地が定められている場合は、許可を得て特記仕様書記載の目的に使用することができるものとする。

1.10.3 苦情又は紛争の防止

受注者は、前項の土地等の使用にあたっては、事故・損傷を防止しなければならない。また、苦情又は紛争が生じないように努めなければならない。

1.10.4 施設管理

受注者は、工事現場における支障となる物件（各種公益企業施設を含む。）又は部分使用施設（契約書第34条の適用部分）について、施工管理上契約書類における規定の履行を以ってしても不都合が生じる恐れのある場合は、その処置について監督員と協議するものとする。

第11節 関係官公署及び関係会社への手続き

1.11.1 関係官公署及び関係会社への手続き

受注者は、道路、鉄道、河川、水路、電力施設、通信施設、ガス施設及び水道施設等に関連する関係官公庁及びその他の関係機関との連絡を保たなければならない。また、工事に関連する箇所の施工及び使用に当たっては、受注者の行うべき関係官公庁及びその他の関係機関への届出等を法令、条例又は設計図書の定めにより実施しなければならない。ただし、これにより難しい場合、あるいは許可承諾内容が設計図書に定める事項と異なる場合、監督員の指示を受けなければならない。

受注者は、これらの打合せ、協議等の内容は、後日紛争とならないよう文書で確認する等明確にしておくとともに、状況を随時監督員に報告し、指示があればそれに従うものとする。

第12節 地元関係者との交渉等

1.12.1 地元関係者との交渉

受注者は、地方公共団体、地域住民等と工事の施工上必要な交渉を、自らの責任において行わなければならない。受注者は、交渉に先立ち、監督員に事前報告のうえ、これらに当たっては誠意をもって対応しなければならない。

1.12.2 地元関係者との紛争の防止

受注者は、工事の施工にあたり地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない。

1.12.3 地元関係者との紛争の解決

受注者は、地元関係者等から工事の施工に関して苦情があった場合は、誠意をもってその解決に当たらなければならない。

1.12.4 交渉文書等の整備

受注者は、前項までの交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で取り交す等明確にしておくとともに、状況を随時監督員に報告し、指示があればそれに従うものとする。

第13節 着工日

1.13.1 着工日

受注者は、設計図書に定めがある場合を除き、契約締結後30日以内に着工しなければならない。この場合において、着工とは、受注者が工事の施工のため現地に事務所等の建設又は測量等を開始すること、若しくは施工計画について監督員と打合せを開始することをいい、詳細設計を含む工事にあつては、その設計を開始することをいう。

第14節 現場閉所

- (1) 受注者は、設計図書に定めがある場合を除き、夜間並びに土曜、日曜、祝日（国民の祝日に関する法律に定める国民の祝日をいう）、12月29日から翌年1月3日までの期間及び夏期休暇（3日）（以下、「休日」という。）は現場閉所を基本とする。現場閉所とは、巡回パトロールや機械器具、現場設備の保守点検、昼夜連続車線規制で現場作業がなく規制器材の監視等、現場管理に必要な作業を除き、現場事務所での書類作成等を含め、終日、現場及び現場事務所が閉所された状態をいう。
- (2) 現場閉所の対象期間は、本章1.13に示す工事の着工日から契約工期末日の60日前までの期間をいう。ただし、契約書第23条に規定する発注者の請求による工期の短縮及び契約書第27条に規定する臨機の措置の期間は、除くものとする。
- (3) 受注者は、対象期間のすべての週において、（2日／7日）以上の現場閉所を行うものとする。
- (4) 受注者は、受注者は、本章1.20.2に規定する週間工程表に（2日／7日）以上の現場閉

所状況がわかるよう作業日と閉所日を明記するものとする。

(5) 受注者は、やむを得ず休日に作業を行う必要がある場合は、原則、代替となる休暇を同一週内で設定した上で、1ヶ月以上前に監督員に報告しなければならない。

(6) 発注者は、監督員が(2日/7日)以上の現場閉所が未実施であることを確認した場合、最終変更契約に際して、請負代金額の2/100に相当する金額に、契約工期の総週数に対する未実施の週数の割合を乗じて算出した金額を、調整額として請負代金額から減ずるものとする。

なお、週数の算出単位は整数とし、小数位は切り上げるものとする。

第15節 週間工程表

受注者は、次の各号に掲げる事項を記載した週間工程表(様式第21号)を監督員に提出し確認を得なければならない。

- (1) 前週の工事实績、当週の工事实績及び工事予定、翌週の工事予定
- (2) 本章1.8.1(4)、(8)に規定する現場代理人等の不在
- (3) 本章1.14.1(2)に規定する夜間(作業時間含む)または休日作業
- (4) 本章1.29.2に規定する立会いまたは検査予定及び本章1.29.4に規定する遠隔臨場の実施

第16節 工事の下請負

受注者は、下請契約を締結するときは、下請負人に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請契約を締結しなければならない。

1.16.1 下請負の要件

受注者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

- (1) 受注者が工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。
- (2) 下請負人が当社における競争参加資格登録取消又は当該工事の施工地域が、当社から競争参加資格登録停止の措置を受けている地域かつ期間中でないこと。
- (3) 下請負人は当該下請負工事の施工能力を有すること。

1.16.2 施工体制台帳

- (1) 対象範囲

施工体制台帳の対象範囲には、警備会社を含むものとする。

- (2) 施工体制台帳の提出

受注者は、工事を施工するために下請契約を締結したときは、別に定める国土交通省令

に従い、施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督員に提出しなければならない。なお、施工体制台帳を変更したときも同様とする。

(3) 施工体系図の提出

受注者は、前項に示す施工体制台帳を作成した場合は、国土交通省令に従い、各下請負人の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に揚げなければならない。受注者は、作成した施工体系図の写しを監督員に提出しなければならない。なお、施工体系図を修正したときも同様とする。

(4) 建設キャリアアップシステムの活用

前述(2)及び(3)に規定する施工体制台帳及び施工体系図については、建設キャリアアップシステムより出力した帳票を活用できるものとする。

(5) 名札等の着用

受注者は、施工体系図に記載した受注者の監理技術者、主任技術者及び専門技術者並びに下請負人の主任技術者に、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印が入った名札等を着用させなければならない。

1.16.3 下請負人の技術者の配置

受注者は、専任を要する下請負人の主任技術者、専門技術者を配置する場合は、本章1.8.1(7)の内容を適用するものとし、本章1.8.1(7)の内容については、下請負人に周知しなければならない。この場合、監督員を受注者又は上位の下請負人と読み替えるものとする。

1.16.4 建設キャリアアップシステム

受注者は、技能者の技能・経験に応じた能力評価、処遇改善を図るため、建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」という。）に当該工事情報を登録し、CCUSを活用するものとする。なお、CCUSに必要な費用は、諸経費に含まれるものとする。

第17節 受注者相互の協力

1.17.1 受注者相互の協力

受注者は、隣接工事又は関連工事の受注者と十分に調整のうえ相互に協力し、施工しなければならない。また、関連のある電力、通信、水道施設等の工事及び地方公共団体等が施工する関連工事が同時に施工される場合にも、これら関係者と相互に協力しなければならない。

第18節 工事関係者に対する措置

1.18.1 現場代理人に対する措置

発注者は、現場代理人が工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に関して、著しく不適当と認められるものがある場合は、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

1.18.2 上記以外の技術者に関する措置要求

発注者又は監督員は、主任技術者（監理技術者）、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼務する者を除く）が工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に関して、著しく不適当と認められるものがある場合は、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

第19節 技術業務及び設計業務

1.19.1 工事内容の変更等の補助業務

受注者は、契約書第18条及び第19条の規定に基づき発注者が行う業務の補助として必要な次の各号に掲げる作業を、監督員の指示に従い実施しなければならない。

- （１）工事材料に関する調査試験
- （２）測量等現地状況の調査
- （３）設計、図面作成及び数量の算出※
- （４）観測業務
- （５）施工方法の検討
- （６）変更設計図面の作成※
- （７）その他資料の作成及び上記に準ずる作業

※図面の作成にあたり監督員から図面のCADデータを貸与され、受注者の判断によりCADによる図面を作成する場合は、CADによる図面作成要領 施設編の各規定に基づき作成することを標準とする。なお、CADによる図面作成要領 施設編は、(株)高速道路総合技術研究所WEBサイト (<https://www.ri-nexco.co.jp>) より無償ダウンロードが可能である。

1.19.2 特殊な調査及び試験への協力等

受注者は、発注者が自ら又は発注者が指定する第三者が行う特殊な調査及び試験に対して、監督員の指示によりこれに協力しなければならない。この場合、発注者は具体的な内容等を事前に受注者に通知するものとする。

（１）公共事業労務費調査

受注者は、当該工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合には、次に掲げる協力をするものとする。また、工期経過後においても同様とする。

- ① 調査票等に必要事項を正確に記入し、発注者に提出する等必要な協力をするものとする。
- ② 調査票等を提出した事業所を発注者が、事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合には、その実施に協力するものとする。
- ③ 正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従い就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行うものとする。
- ④ 対象工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請工事の受注者（当該

下請負工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。)が上記と同様の義務を負う旨を定めるものとする。

(2) 諸経費動向調査

受注者は、当該工事が発注者の実施する諸経費動向調査の対象工事として、監督員から当該調査の実施を指示された場合、当該調査等に協力しなければならない。なお受注者は、監督員から受領した調査票又は監督員が指示するWebサイトから調査票データを取得し、本章1.42.1に示す工事のしゅん功届を提出する前に、監督員に調査票データを提出するものとする。

(3) 施工実態調査

受注者は、監督員から施工実態調査の対象工事として、当該調査を指示された場合、当該調査に協力しなければならない。なお受注者は、監督員から指示された調査対象工種、調査箇所及び調査期間において調査を実施し、調査完了後は速やかに調査票データを作成し、監督員へ提出するものとする。

(4) 受注者の独自の調査・試験等

受注者は、工事現場において独自の調査・試験等を行う場合、具体的な内容を記載した計画書を事前に監督員に提出し、その確認を得るとともに、その成果を発表する場合においても、事前に発注者に調査・試験等の結果及びその発表内容を提出し、確認を得るものとする。

1.19.3 低入札価格調査の対象工事

受注者は、当該工事が低入札価格調査に係る調査基準価格に満たない価格で入札し、低入札価格調査の対象となった場合は、次に掲げる措置をとらなければならない。

- 1) 受注者は、本章1.16.2の規定に基づく資料の提出時及び工事途中において、その内容についてヒアリングを求められたときは、これに応じなければならない。
- 2) 受注者は本章第21節の規定に基づく施工計画書の提出時及び工事途中において、その内容についてヒアリングを求められたときは、これに応じなければならない。

1.19.4 費用負担

発注者は、本章1.19.1、1.19.2のうち、ボーリングを必要とする地質調査、応力計算又は比較検討等を必要とする高度な設計、電波障害調査等特別な費用を要するものについては、その費用を負担するものとし、その他の場合は受注者の負担とする。

1.19.5 創意工夫の提出

受注者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、又は地域社会への貢献として評価できる項目（最大10項目）に関する事項（様式第22、23号）について、工事完了までに監督員に提出するものとする。なお前述の項目に関する内容がない場合は、

「該当無し」の旨を提出するものとする。

1.19.6 設計業務

(1) 著作権の譲渡等

- 1) 受注者は、設計業務の成果品が著作権法（昭和45年5月6日法律48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該成果品の引渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。
- 2) 発注者は、設計業務の成果品が著作物に該当するとしないうに係らず、当該成果品の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができる。
- 3) 発注者は、設計業務の成果品が著作物に該当する場合には、受注者が承諾したときに限り、既に受注者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。
- 4) 受注者は、設計業務の成果品が著作物に該当する場合において、発注者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意する。
又、発注者は、設計業務の成果品が著作物に該当しない場合には、当該成果品の内容を受注者の承諾なく自由に改変することができる。
- 5) 受注者は、設計業務の成果品（設計の履行過程において得られた記録を含む。）が著作物に該当するとしないうに係らず、発注者が承諾した場合には、当該成果品を使用又は複製し、又、契約書第1条第4項の規定に係らず当該成果品の内容を公表することができる。
- 6) 発注者は、受注者が設計業務の成果品の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、受注者が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

(2) 設計管理技術者及び照査技術者

受注者は、設計の技術上の管理を行う設計管理技術者及び設計の技術上の照査を行う照査技術者を定め、その氏名その他必要な事項を監督員に通知しなければならない。その者を変更したときも同様とする。なお、設計管理技術者及び照査技術者の資格は、「施設工事調査等共通仕様書」1-7 管理技術者及び1-9 照査技術者の規定によるものとする。

ただし、特記仕様書又は監督員が指示した軽微な設計については、この限りでない。

(3) 設計業務に係る受注者の提案

- 1) 受注者は、設計業務に係る設計図書について、技術的又は経済性に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、監督員に対して、当該発見又は発案に基づき設計図書の変更を提案することができる。
- 2) 監督員は、前記に規定する受注者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、設計図書の変更を受注者に通知するものとし、契約金額の変更について、発注者と受注者とで協議し定めるものとする。

第20節 工程表及び履行報告

1.20.1 工程表の提出

契約書第3条第1項に規定する「設計図書に基づく工程表」の提出にあたっては、様式第20号により行うものとする。

1.20.2 工事工程の共有

- (1) 受注者は、本章1.21.1(2)に規定する計画工程表を作成するにあたって、工程に影響する事項がある場合、その事項(クリティカルパスを含む)及び処理対応者(「発注者」又は「受注者」)並びに処理対応時期を明記するものとする。
- (2) 前項の規定に従い作成した計画工程表を、施工期間にわたり受発注者双方で共有(以下「工事工程の共有に使用する工程表を「工事工程表」という。)するものとする。
- (3) 受注者若しくは発注者は、工事工程表に明記した事項に変更が生じた場合、速やかに記載事項を修正するとともに、適切に受発注者双方で修正した工事工程表を共有するものとする。
- (4) 受注者は、週間工程表を作成し、監督員と工事工程を共有するとともに、検査及び立会いの日程の調整に活用するものとする。なお、週間工程表の提出については、工事情報共有・保存システム(Kcube2(施設))により行うものとする。

1.20.3 履行報告

- (1) 受注者は、契約書第11条の規定に基づき、様式第19号及び様式第20号に定める様式により月ごとの工事結果及び翌月以降の予定を示す工程表及び、本章1.20.2に基づく工事工程表を、毎月末日までに監督員に提出しなければならない。
- (2) 受注者は、入札手続きに総合評価落札方式が適用された工事にあつては、入札前に提出した競争参加資格確認申請書で提案した施工計画等(以下「技術提案」という)の履行状況について取りまとめ、工事完成前に監督員に提出しなければならない。また、工事途中であっても本章1.28.5品質管理中間検査及び本章1.41.3工事出来形部分の検査において、監督員又は検査員が技術提案の履行状況の確認を求めた場合には履行状況を報告しなければならない。ただし、発注者が採用を認めないことを通知した技術提案については報告不要とする。
- (3) 受注者若しくは発注者は、本章1.20.2に規定する工事工程表に明示した事項に変更が生じた場合、速やかに記載事項を修正するとともに、受発注者双方で修正した工事工程表を上記(1)の履行報告の時期に限らず速やかに共有するものとする。

1.20.4 工事の進捗

- (1) 監督員は、受注者の責により工事等の進捗が遅れ、完成期限に間に合わないと判断する場合には、その旨受注者に通知するものとする。

- (2) 受注者は、前項の通知を受けたときは、完成期限を厳守するために必要な対策を記載した計画書を監督員に提出し、監督員の確認を得たうえで、自らの負担でこれを実施しなければならない。

第21節 施工計画書

1.21.1 施工計画書の提出

受注者は、工事着手前に次の各号に掲げる事項を記載した施工計画書を監督員に提出しなければならない。また、検査項目など仕様書に定めのない場合は、監督員と協議するものとする。ただし、工種ごとの細部計画等、工事着手前に提出することが困難なものについては、当該工種に着手する前に別途提出することができるものとする。なお、監督員は、提出された施工計画書に不備若しくは設計図書との不整合等がある場合は、受注者に対し修正を求めることができるものとする。

- (1) 工事概要
- (2) 計画工程表
- (3) 現場組織表
- (4) 安全管理
- (5) 施工方法（主要機械、仮設設備計画、工事用地等を含む）
- (6) 施工管理計画
- (7) 緊急時の体制及び対応
- (8) 交通管理
- (9) 環境対策
- (10) 現場作業環境の整備
- (11) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理
- (12) 仕様書に定められた事項
- (13) 関係法令等に基づく申請等書類の作成及び法令検査計画
- (14) 熱中症対策
- (15) その他必要書類

1.21.2 変更施工計画書

受注者は、施工計画書の重要な内容を変更（契約後のVE提案に基づく変更を含む）する場合は、その都度速やかに、監督員に変更施工計画書を提出し、必要な事項については承諾を得なければならない。

1.21.3 施工計画書への技術提案の反映

受注者は、入札手続きに総合評価落札方式が適用された工事にあつては入札前に提出した技術提案を全て記載しなければならない。ただし、発注者が採用を認めないことを通知した技術提案については記載不要とする。

第2.2節 機器及び材料

1.2.2.1 使用機器及び材料

工事に使用する機器及び材料は、設計図書に規定する場合及び仮設物を除き新品でなければならない。

1.2.2.2 使用機器及び材料の品質

契約書第13条第1項に規定する「中等の品質」とは、JIS及びJAS規格が定められている場合にあってはこの規格に適合したもの、又はこれと同等以上の品質を有するものをいう。

1.2.2.3 機器及び材料の承諾等

- (1) 受注者は、工事に使用する機器及び材料については、あらかじめ品名、製造元、品質規格及び使用概算数量等を明記する他、受注者において品質を判定した資料（品質を判定した資料には、海外建設資材品質審査・証明事業実施期間が発行する海外建設資材品質審査証明書を含む。）を添付し、機器については工事機器承諾願を監督員に提出し、その承諾を得なければならない。また、材料については工事材料確認願（様式第3号）を監督員に提出し、その確認を得なければならないものとし、監督員は、提出された工事材料確認願の内容を確認後、その結果を書面で通知するものとする。ただし、別に定めるものを除きJIS及びJASマーク表示の認可を受けた材料及び「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」によると指定された機器及び材料で「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」に適合することを示す認証機関のマークのある機器及び材料については、あらかじめ受注者において品質を確認のうえ、品名、製造元、品質規格、使用概算数量等を明記した工事材料使用届（様式第5号）を監督員に提出するものとし、規格証明書は電子データを可とする。
- (2) 受注者は、(1)のうち施設機材仕様書による材料の確認を得る場合の品質を判定できる資料については、次のとおりとする。
 - 1) 機器承諾時検査又は材料検査で定められた項目については、受注者が立会して確認した資料、工事材料の確認時に第三者機関により品質が証明された資料又は当該工事に係らず材料製造会社以外の者が立会して確認した資料を添付するものとする。
 - 2) 機器完成時検査で定められた項目については、1.2.2.9による。
- (3) 受注者は、監督員が必要と認めた主要な機器及び材料について、あらかじめ、製作図を提出して、監督員の承諾を得なければならない。
- (4) 機器には、製造元、製造年月、形式、製造番号、性能等を記した銘板を取付けるものとする。

1.2.2.4 不良品の使用

受注者は、監督員の確認を得たものであっても、不良品、破損又は変質したものについては、

使用してはならない。

1.2.2.5 機器及び材料の性能及び品質の確認

監督員は、本章1.2.2.3の規程により使用材料の確認を行う場合又は工事材料確認願の提出を受けた後であっても、機器及び材料の性能及び品質を確認するために工場への立入りや試験の立会いを行うよう受注者に求めることができるものとする。

また、工事材料確認願の確認後又は工事材料使用届の提出後であっても、監督員が必要と認める場合は、その理由を受注者に通知して、機器及び材料の性能及び品質を確認するために工場への立入りや試験の立会いを行うよう受注者に求めることができるものとする。

1.2.2.6 機器及び材料の規格

この仕様書に示す機器及び材料の規格は、日本国内の規格によるものとするが、受注者は、監督員が認めた試験機関（海外建設資材品質審査・証明事業実施機関を含む。）の証明を得たもの又は監督員が本仕様書の規格と同等以上と認めたものを使用することができる。

なお、品質の確認のために必要となる費用は、受注者の負担とする。

1.2.2.7 色等の指示

指定色及び字体等は、設計図書又は監督員の指示によるものとする。

1.2.2.8 機器及び材料の搬入及び検査

受注者は、機器及び材料の搬入ごとに、その材料が設計図書に定められた条件に適合することを確認し、必要に応じ、証明となる資料を添えて、本章第15節の規定に基づく週間工程表に検査予定を記載し監督員に提出しなければならない。ただし、特記仕様書又は監督員が指示する軽微な材料についてはこの限りではない。なお、検査結果については、工事材料検査結果報告書（様式第4号）を用いて、受注者から監督員に報告をしなければならない。

1.2.2.9 機器及び材料検査に伴う試験

（1）試験は、次の場合行うものとする。

1）設計図書に定められた場合

2）試験によらなければ、設計図書に定められた条件に適合することが証明できない場合。

ただし、製造者の標準品で、実験値などが整備されているものは、性能表又は能力計算書など能力の証明となるものをもって検査に代えることができるものとする。

（2）現場搬入の前に行うものとし、試験が完了したときは、その成績書を速やかに監督員に提出しなければならない。

（3）試験方法はJIS等に定めのある場合は、これによるものとし、定めのない場合は、監督員の指示により行うものとする。

（4）監督員の承諾を受けて供試体を作成し、監督員の承諾を受けた場合は、工事現場など試験

所以外の場所で試験を行うことができるものとする。

1.2.2.10 工場立会い検査

工場立会い検査は、仕様書に定める機器及び材料のほか監督員が必要と認める機器及び材料について行うものとする。

第2.3節 支給材料及び貸与品

1.2.3.1 支給材料

契約書第15条の規定に基づき、材料を支給する場合及び建設機械器具等を貸与する場合は、支給材料及び貸与品の品名、規格、形状寸法、数量、引渡し時期、引渡し場所を特記仕様書に定めるものとする。なお、契約書第15条第3項に規定する受領書は、様式第24号によるものとする。

1.2.3.2 支給材料の管理

受注者は、発注者から支給材料を受領したときは、適正に保管しなければならない。

1.2.3.3 支給材料の返還

受注者は、材料の支給を受けた工事の完了時において、未使用の支給材料がある場合には、返還書（様式第25号）を作成し、監督員に提出するとともに支給材料を返還しなければならない。

1.2.3.4 支給材料及び貸与品の使用

受注者は、支給材料及び貸与品を工事の目的以外に使用してはならない。

第2.4節 工事中の安全の確保

1.2.4.1 安全対策

- (1) 受注者は、工事関係者だけでなく、付近住民、一般通行人、一般通行車両等の第三者の安全確保を図らなければならない。
- (2) 受注者は、所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、工事中の安全を確保しなければならない。
- (3) 受注者は、道路、鉄道、河川、水路、電力施設、通信施設、ガス施設及び水道施設等又は建築物の近傍における工事の施工に当たっては、これらに損害を与えないように十分に注意しなければならない。
- (4) 受注者は、工事現場を明確に区分し、第三者の工事現場への立入りを防止する措置を講じなければならない。
- (5) 受注者は、工事の施工にあたり、事故等が発生しないよう使用人等に安全教育の徹底を図り、事故等を防止するため、工事着手後、原則として作業員全員の参加により毎月、

半日以上の時間を割当て、次の各号から実施する内容を選択して、安全に関する研修・訓練等を実施し、実施内容、参加者及び実施状況がわかる資料を報告するものとする。なお、作業員全員の参加が困難な場合は、複数回に分けて実施することができるものとする。また、当該工事の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を作成し、本章 1.2.1.1 に規定する施工計画書に記載し監督員に提出しなければならない。

- ①安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
 - ②当該工事内容、手順等の周知徹底
 - ③工事安全に関する法律、通達、指針等の周知徹底
 - ④当該工事における災害対策訓練
 - ⑤当該工事現場で予想される事故対策
 - ⑥その他、安全・訓練等として必要な事項
- (6) 受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（国土交通省公示第496号、令和元年9月2日）を遵守するとともに、建築工事安全施工技術指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課、平成27年1月20日）、建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。これらの指針は、当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。
- (7) 前記（1）、（2）、（3）、（4）、（5）、（6）に必要な費用は、諸経費に含まれるものとする。

1.2.4.2 交通安全

- (1) 受注者は、自らに輸送・運行管理に係る責任がある工事用車両の運行に当たっては、事故等を防止しなければならない。
- (2) 受注者は、工事に使用する車両について、監督員の指示に従い一般の車両と区別するための措置を講じておかなければならない。

1.2.4.3 工事の安全

- (1) 受注者は、工事現場が隣接し、又は同一場所において別途工事がある場合は、受注者間の安全施工に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整を行うため、関係者による安全協議会を組織するものとする。
- (2) 監督員が、労働安全衛生法（昭和 47 年 6 月 8 日法律第 57 号）第 30 条第 1 項に規定する措置を講じる者として、同条第 2 項の規定に基づき、受注者を指名した場合には、受注者はこれに従うものとする。
- (3) 受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。
- (4) 受注者は、高所作業、深部の掘削その他特殊な作業については、有資格者又は適切な労

働者を使用するものとする。

- (5) 受注者は、足場工の施工にあたり、枠組み足場又はくさび緊結式足場を設置する場合は、
「手すり先行工法に関するガイドライン」によるものとし、足場の組立、解体又は変更
の作業時及び使用時には、常時、全ての作業床において二段手すり及び幅木の機能を有
するものを設置しなければならない。

1.24.4 火災の防止

受注者は、工事中の火災予防のため次の各号に掲げる事項を厳守するものとする。

- (1) 伐開除根、掘削等により発生した立木等を野焼きしてはならない。
(2) 使用人等の喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用は禁止しなければならない。
(3) ガソリン、塗料等の可燃物の周辺に火気の使用を禁止する旨の標示を行い、周辺の整理
に努めなければならない。

1.24.5 危険物の取扱い

受注者は、爆発物等の危険物を備蓄し、使用する必要がある場合には、関係法令を遵守する
とともに、関係官公署の指示に従い、適切な措置を講じておかななければならない。

1.24.6 災害の防止

- (1) 受注者は、工事の施工中における豪雨、豪雪、出水及び強風等に対し、常に災害を最小
限に食い止めるための機材等を準備するとともに、作業中止の判断基準や防災体制を確
立しておかななければならない。
(2) 受注者は、施工計画の立案に当たっては、既往の気象記録及び洪水記録並びに地形等現
地の状況を考慮のうえ施工方法及び施工時期を決定しなければならない。
(3) 災害発生時には、第三者及び作業員の安全確保をすべてに優先させるものとする。

1.24.7 事故等の報告

- (1) 受注者は、工事の施工中に事故等が発生した場合は、直ちに監督員に連絡するとともに、
工事中事故報告書（様式第18号）を速やかに監督員に提出し、監督員から指示がある
場合にはその指示に従わなければならない。
(2) 受注者は、工事の施工中に事故等が発生した場合は、事故の態様、程度に応じて原則と
して再発防止計画書を監督員に提出しなければならない。この場合、受注者は必要に応
じ工事施工関係者、関係機関と協議のうえ、適切な再発防止計画書を作成しなければな
らない。なお、重大な労働災害、その他社会的影響が甚大な事故である場合には、工事
再開前までに再発防止計画書を受注者から発注者に説明しなければならない。
(3) 工事の施工中に事故等が発生した場合は、重大災害の2次災害等、引き続く災害防止の
ための安全対策の確認及び今後の工事施工上の安全作業の確認のため、工事請負契約書
第20条第2項及び第27条に基づき、監督員が必要であると認めるときは工事を中止

させることがある。

- (4) 受注者は、重大な労働災害、その他社会的影響が甚大な事故である場合には、監督員から再発防止計画の確認済の連絡があるまで工事に着手することができないものとする。
- (5) 熱中症、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年 10 月 2 日法律第 114 号）第 6 条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症及び道場第 9 項に規定する新感染症（全国かつ急速な蔓延の恐れがあるものに限る。）は、(1) と同様に工事中事故報告書（様式第 18 号）を速やかに監督員へ提出しなければならない。

1.24.8 保全安全管理者

- (1) 受注者は、当社が改築、維持、修繕等を行う高速道路及び一般有料道路（以下「高速道路等」という。）の路上で工事を行う必要がある場合は、高速道路等を利用している一般通行車両及び工事関係者の安全の確保がなされるよう、交通規制及び交通規制内工事の安全に係わる計画、安全教育及び現場指導の強化を実施する専任の保全安全管理者を定め設置しなければならない。
- (2) 保全安全管理者は、一定の技術力及び安全に関する知識及び指導力を有する者で、過去 5 年以内に「保全安全管理講習」を修了した者でなければならない。
- (3) 受注者は、保全安全管理者を定めたときは監督員に通知しなければならない。
- (4) 保全安全管理者は、現場代理人、主任技術者（監理技術者）及び専門技術者と兼ねることができるものとする。

第 25 節 環境対策

1.25.1 環境対策の基本姿勢

受注者は、関係法令及び条例並びに仕様書の規定を遵守のうえ、騒音、振動、大気汚染及び水質汚濁等の問題については、施工計画及び工事の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。特に次の各号に示す地域の工事施工には十分な対策を講じなければならない。

- (1) 相当数の住居が集合している区域
- (2) 学校、保育所、病院、診療所、図書館及び特別養護老人ホーム等の敷地の周囲おおむね 80m 区域
- (3) その他騒音、振動が問題となる区域
- (4) 一般道路への工事用車両の乗り入れ区域
- (5) 河川、溜池、地下水等を用水とする地域

1.25.2 環境問題への対応

受注者は、環境への影響が予知され又は発生した場合は、直ちに監督員に報告し、監督員から指示があればそれに従わなければならない。第三者から環境問題に関する苦情があった場合には、受注者は、本章 1.12.3 及び 1.12.4 の規定に従い対応しなければならない。

1.25.3 第三者への損害

発注者又は監督員は、工事の施工に伴い地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者への損害が生じた場合には、受注者に対して、受注者が善良な管理者の注意義務を果たし、その損害が避け得なかったか否かの判断をするための資料の提出を求めることができる。この場合において受注者は必要な資料を提出しなければならない。

1.25.4 排出ガス対策型建設機械の使用

(1) 受注者は、工事の施工にあたり表1-1に示す一般工事用建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成17年5月25日法律第51号）」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車又は「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号）」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（平成18年3月17日付け国土交通省告示第348号）」若しくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（平成18年3月17日付け国総施第215号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械（以下、「排出ガス対策型建設機械等」という）を使用しなければならない。排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」又はこれと同等の開発目的で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、若しくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は監督員と協議するものとする。

(2) 受注者は、トンネル坑内作業において表1-2に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則（平成18年3月28日付け経済産業省・国土交通省・環境省令第1号）第16条第1項第2項若しくは第20条第1項第2号に定める表示が付された特定特殊自動車又は「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号）」、若しくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（平成18年3月17日付け国総施第215号）」に基づき指定されたトンネル工事用排出ガス対策型建設機械（以下、「トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。

トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」又はこれと同等の開発目的で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、若しくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化設備（黒煙浄化装置付）を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は監督員と協議するものとする。

表1-1 一般工事用建設機械

機 種	備 考
・バックホウ・トラクタショベル（車輪式）	・ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5k

ブルドーザ・発動発電機（可搬式）・空気圧縮機（可搬式）・油圧ユニット（以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの；油圧ハンマ、バイブロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入・引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバーササキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転式オールケーシング掘削機）・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ・ホイールクレーン	w以上260kw以下）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。
---	---

表 1－2 トンネル工事用建設機械

機 種	備 考
・バックホウ・トラクタショベル・大型ブレーカ・コンクリート吹付機・ドリルジャンボ・ダンプトラック・トラックミキサ	ディーゼルエンジン（エンジン出力30kw～260kw）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外の自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。

1.2.5.5 低騒音型・低振動型建設機械の使用

受注者は、当該工事において、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術参事官通達、昭和62年3月30日改正）によって低騒音・低振動型建設機械を設計図書で使用を義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定（平成9年7月31日付け建設省告示第1536号）に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種の変達が不可能な場合は、認定機種と同程度と認められる機種又は対策をもって監督員と協議することができるものとする。

第2.6節 文化財の保護

1.2.6.1 文化財の保護

受注者は、工事施工に当たって文化財保護法にいう文化財（以下「文化財」という）の保護に十分注意し、使用人等に文化財の重要性を十分認識させ工事中に文化財を発見したときは、直ちに工事を中止し監督員に報告し、その指示に従わなければならない。

1.26.2 埋蔵物の発見

受注者が工事の施工にあたり、文化財その他の埋蔵物を発見した場合は、発注者との契約に係る工事に起因するものとみなし、発注者が、当該埋蔵物の発見者としての権利を保有するものとする。

第27節 建設副産物

1.27.1 産業廃棄物

受注者は、産業廃棄物が搬出される工事の施工にあたっては、産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）又は電子マニフェストにより、適正に処理するとともに監督員が求めた場合は提示しなければならない。産業廃棄物の処分については、種類、発生量、分別・保管・運搬・処分の方法、処理業者への委託内容等について本章第21節に規定する施工計画書に記載しなければならない。

1.27.2 再生資源及び建設副産物

受注者は、特記仕様書に示す再生資材の使用及び建設副産物の活用等を行う他、関連法令を遵守して建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。

（1）受注者は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（（平成12年5月31日法律第104号）第12条に基づき、発注者に書面を交付して説明すべき事項について、本章1.21.1の規定に定める施工計画書に記載しなければならない。

（2）受注者は、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年4月26日法律第48号）に基づき、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書（以下、「再生資源利用計画書等」という。）を作成し、本章1.21.1に規定する施工計画書に含め監督員に提出しなければならない。なお、再生資源利用計画書等の様式は、国土交通省のリサイクルWEBサイトの再生資源利用[促進]計画書（実施書）様式または一般財団法人日本建設情報総合センターが提供する建設副産物情報交換システム（コブリス・プラス）によるものとする。

また、受注者は、法令等に基づき、工事現場において再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

（3）受注者は、建設副産物責任者について、受注者に所属するものの中から選定し、本章1.21.1に規定する施工計画書に記載しなければならない。

（4）受注者は、再生資源利用促進計画の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壌汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認し、再生資源利用促進計画の作成に伴う確認結果票（様式第38号）を作成しなければならない。

また、確認結果票は再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

（5）受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、「再生資源

利用促進計画」に記載した事項（搬出先の名称及び所在地、搬出量）及び本章 1. 2 7. 2（4）で行った確認結果を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。

- （6）受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に土砂受領書（様式第 3 9 号）の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督員から請求があった場合は、受領書の写しを提出しなければならない。なお、建設発生土を再生資源利用計画に基づき同一工事内で搬出、搬入する場合の土砂受領書は土砂搬出及び受領証明書（様式第 4 0 号）とする。
- （7）受注者は、土砂を再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに土砂受領書（様式第 3 9 号）を搬入元に交付しなければならない。
- （8）受注者は、再生資源利用計画書等を作成した場合には、工事完成後速やかに実施状況を記録し監督員に提出するとともに、工事完成後 5 年間保存しなければならない。なお、実施記録の様式は、国土交通省のリサイクルWEBサイトの再生資源利用[促進]計画書（実施書）様式または一般財団法人日本建設情報総合センターが提供する建設副産物情報交換システム（コプリス・プラス）によるものとする。
- （9）受注者は、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、前項により作成した当該再資源化等の実施状況に関する記録を作成し、これを保存しなければならない。

第 2 8 節 施工管理

1. 2 8. 1 施工管理体制の確立

受注者は、工事の施工に当たっては、施工計画書に従い施工し、品質及び出来形が契約書類に示された基準等に適合するよう、自らの責任において、設備、組織等の施工管理体制を確立しなければならない。

1. 2 8. 2 施工管理試験の実施

受注者は、建築工事においては共通仕様書及び特記仕様書、その他工事においては共通仕様書、特記仕様書及び施工管理要領に示す試験項目及び試験頻度に従って、施工管理試験を行わなければならない。なお、これに要する費用は、諸経費に含まれるものとする。

1. 2 8. 3 試験内容及びひん度の変更

監督員は、建築工事においては共通仕様書及び特記仕様書、その他工事においては共通仕様書、特記仕様書及び施工管理要領に示す試験内容及びひん度を変更することができるものとし、受注者は、その指示に従わなければならない。この場合において、受注者の責に帰すべき事由によらず試験内容に著しい変更があった場合を除き、請負代金額の変更は行わないものとする。

1. 2 8. 4 品質管理巡回指導

発注者は、必要に応じて、品質管理状況の点検及び指導を行うため、巡回指導員を派遣することができるものとし、受注者はこれに協力しなければならない。この場合において、監督員は、実施日及び巡回指導員名等を受注者に通知するものとする。

1.28.5 品質管理中間検査

- (1) 発注者は、必要に応じて、工事の途中段階において、工事管理状況、工事目的物の品質、出来形及び出来栄を対象としての検査（以下「品質管理中間検査」という。）を実施できるものとし、監督員は検査に先立って受注者に対して品質管理中間検査を実施する旨及び検査日並びに検査員名を通知するものとする。ただし、受注者の品質管理に疑義が生じた場合には、通知を行わずに検査を実施することができるものとする。
- (2) 受注者は、前記（1）に必要な書類及び資料等を整備するとともに、必要な人員及び機材等を準備し、提供しなければならない。なお、これらに要する費用は受注者の負担とする。

第29節 検査及び立会い

1.29.1 監督員の検査権等

監督員は、工事が契約書類どおり行われているかどうかの確認をするために、いつでも工事現場又は製作工場に立ち入り、立会い又は検査し得るものとし、受注者はこれに協力しなければならない。

なお、監督員が必要と認めた場合には、監督員が製作工場に滞在し、一部又は全部の工程について立会い又は検査を行うことができるものとする。

1.29.2 検査及び立会い願

受注者は、契約書第13条及び第14条に規定に基づき定められた仕様書に従って、工事の施工について監督員の立会い又は検査を請求する場合は、本章第15節の規定に基づく週間工程表に立会いまたは検査予定を記載し監督員に提出しなければならない。また、立会いまたは検査の結果については、工事施工立会い（検査）結果報告書（様式第6号）を用いて、受注者から監督員に報告をしなければならない。

1.29.3 検査及び立会いの日時の調整

監督員及び受注者は、前項により受注者から請求された監督員の立会いまたは検査に係る日時及び本章1.29.4に規定する遠隔臨場の適用について調整するものとする。なお、当該日時は原則当社の勤務時間内とするが、やむを得ない理由があると監督員が認めた場合は、この限りでない。また、遠距離の工場での立会いまたは検査など往復に相当な日時を要する場合には、前項の週間工程表によらず、事前に監督員と日程を調整しなければならない。

1.29.4 遠隔臨場

受注者は、「遠隔臨場実施要領」（当社WEBサイト（https://contract.connexco.co.jp/point/technical_standard/）に掲載）に基づき、遠隔臨場により検査及び立会いを行うことができるものとする。また、遠隔臨場を実施する場合は、対象とする工種・項目、使用する機器、実施方法等を、本章第21節に規定する施工計画書に記載し、事前に監督員へ提出するものとする。

1.29.5 検査に必要な費用

契約書第13条第2項及び第14条第6項に規定する「直接要する費用」とは、検査又は立会いに必要な準備、人員及び資機材等の提供並びに写真その他資料の整備のために必要な費用をいう。

なお、監督員が製作工場に滞在して立会い又は検査を行う場合、受注者は監督業務に必要な机、椅子、ロッカー、電話等の備わった専用の執務室を無償で提供するとともに、光熱水費を負担しなければならない。

1.29.6 立会いの省略

監督員は、やむを得ない事由により設計図書に定められた立会いを行うことができない場合には、立会いを省略することができる。この場合において、受注者は監督員に施工管理記録、写真等の資料を提出し、監督員の確認を受けなければならない。

1.29.7 受注者の責任

受注者は、契約書第9条第2項第3号、第13条第2項又は第14条第1項若しくは同条第2項の規定に基づき、監督員の立会いを受け、又は検査に合格した場合にあっても、契約書第17条、第32条及び第38条に規定する義務を免れないものとする。

第30節 機能使用、施設使用

1.30.1 機能使用

機能使用とは、契約書第32条による引渡しが行われる前に、交通規制のもとで施工された工事目的物の一部又は全部が一般の交通の用に供される状態、又は施工後直ちに道路管理に必要な設備について使用される状態をいう。

機能使用は、工事目的物の一部又は全部が所期の機能を発揮する状態に達したと監督員が認め機能使用を指示した場合に行うものとする。

機能使用により受注者に損害を及ぼした時は、発注者が損害を賠償するものとする。ただし、受注者の責に帰する欠陥等があった場合は、受注者の負担でこれを修補しなければならない。

1.30.2 施設使用

施設使用とは、建築物等の工事目的物が関連する機械設備工事若しくは電気通信工事の機器搬入等に伴い、契約書第32条による引渡しされる前に、その全部又は一部が使用される状態

をいう。施設使用は機械設備工事若しくは電気通信工事の受注者が建築物等の工事目的物を必要とし、その一部又は全部が所期の機能を発揮する状態に達したと監督員が認め、施設使用を指示した場合に行うものとする。

施設使用により受注者に損害を及ぼした時は、発注者が損害を賠償するものとする。ただし、受注者の責に帰する欠陥等があった場合は、受注者の負担でこれを修補しなければならない。

第31節 施工

1.31.1 施工

- (1) 設計図書に示された設備が、その機能を完全に発揮するよう確実に施工しなければならない。
- (2) 施工は、設計図書及び監督員に提出した計画工程表、施工計画書等により行う。

1.31.2 施工図等

- (1) 受注者は、現地の状況に応じた工事が施工されるように作成された施工図等を監督員に提出し、監督員の承諾を受けたうえで施工しなければならない。ただし、あらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、この限りでない。
- (2) 施工図等の内容を変更する必要がある場合は、変更施工図等を作成し、監督員の承諾を得るものとする。

1.31.3 施工の立会い

監督員の立成いは、下記の場合に行うものとする。

- (1) 設計図書に定められた場合
- (2) 主要機器が設置された場合
- (3) 施工後に検査が困難な箇所を施工する場合
- (4) 総合試験運転を行う場合
- (5) 監督員が特に指示する場合

1.31.4 施工の検査

- (1) 監督員の検査は、下記の場合に行うものとする。
 - 1) 設計図書に定められた場合
 - 2) 監督員の指定した工程に達した場合
- (2) 監督員の検査に合格した工法と同じ工法により施工した部分についての以後の検査は、抽出検査とする。ただし、監督員が特に指示したものはこの限りでない。

1.31.5 施工検査に伴う試験

- (1) 試験は下記の場合により行うものとする。
 - 1) 設計図書に定められた場合

- 2) 試験によらなければ、設計図書に定められた条件に適合することが証明できない場合
(2) 試験が完了したときは、その成績書を速やかに監督員に提出しなければならない。

第32節 工事の変更等

1.32.1 工事の変更指示等

- (1) 監督員が、契約書第18条及び第19条の規定に基づく設計図書の変更又は訂正（以下「工事の変更」という。）の指示を行う場合は、工事変更指示書（様式第1号）によるものとする。なお、現地取り合わせによる軽微なもの等については、工事打合簿（様式第2号）により行うものとする。
- (2) 緊急を要する場合その他の理由により監督員が、受注者に対して口頭による指示等を行った場合には、受注者は、その指示等に従うものとする。
- 監督員は、口頭による指示等を行った場合には、速やかに口頭による指示等の内容を書面により受注者に通知するものとする。
- 受注者は、監督員からの書面による通知がなされなかった場合において、その口頭による指示等が行われた7日以内に書面で監督員にその指示等の内容の確認を求めることができるものとする。

1.32.2 施工時期及び施工時間の変更

受注者は、設計図書に施工時期及び施工時間が定められている場合でその時間等を変更する必要がある場合は、あらかじめ監督員と協議するものとする。

1.32.3 変更工事の施工

受注者は、工事の変更指示が行われた場合には、その指示に従って工事を施工しなければならない。

1.32.4 ガイドラインの活用

工事の変更においては、「施設工事請負契約における設計変更ガイドライン」（当社WEBサイト（<https://contract.c-nexco.co.jp/point/>）に掲載）を活用するものとする。

第33節 諸経費

1.33.1 諸経費

諸経費とは、工事目的物を施工するために直接必要な費用以外で、消費税及び地方消費税相当額を除いたものをいう。なお、諸経費に含まれる内容は次のとおりとする。

・電気工事、通信工事、管工事、トンネル非常用設備工事、受配電設備工事、伝送・情報処理設備工事、交通情報設備工事、トンネル換気設備工事、機械設備工事の場合

【諸経費】

項目名称	内 容
------	-----

共通仮設費	工事目的物を施工するために間接的に必要となる各工事共通の運搬、準備、安全、技術管理、営繕に要する費用をいう。なお、内容については、下記によるものとする。 【運搬費】 ・質量２０ｔ未満の建設機械及び器材等（型枠材、支保材、足場材、橋梁ベント、橋梁架設用タワー、橋梁用架設桁設備、トレミー管、トンネル用スライディングセントル等）の搬入、搬出及び現場内小運搬をいう。 ・建設機械の自走による運搬をいう。 ・建設機械等の日々回送（分解・組立・輸送）をいう。 ・質量２０ｔ以上の建設機械の現場内小運搬をいう。 ・トラッククレーン（油圧伸縮ジブ型２０ｔ～５０ｔ吊）：ラフテレーンクレーン（油圧伸縮ジブ型２０ｔ～７０ｔ吊）の輸送をいう。 【準備費】 ・着手時の準備費用をいう。 ・施工期間中における準備、跡片付けをいう。 ・完成時の跡片付けをいう。 ・工事着手前の基準測量等をいう。 ・縦、横断面図の照査等をいう。 ・用地幅杭等の仮移設等をいう。 ・丁張の設置等をいう。 ・準備作業に伴う、伐開、除根、除草による現場内の集積・積込み及び整地、段切り、すりつけ等をいう。 【安全費】 ・工事地域内全般の安全管理上の監視、あるいは連絡等をいう。 ・不稼働日の保安要員等をいう。 ・標示板、標識、保安灯、防護柵、バリケード、架空線等事故防止対策簡易ゲート、照明等の安全施設類の設置、撤去、補修に要する費用及び使用期間中の損料をいう。 ・夜間作業を行う場合における照明をいう。 ・長大トンネルにおける防火安全対策をいう。 ・酸素欠乏症の予防をいう。 ・粉じん作業の予防をいう。 ・安全用品等をいう。 ・安全委員会等をいう。 【技術管理費】 ・品質管理基準に含まれる試験をいう。 ・出来形管理のための測量、図面作成、写真管理をいう。
--------------	---

	・施工計画書の作成をいう。 ・設計変更、工法変更及び数量算出等の補助業務をいう。 ・部分払に必要な出来高の検測に必要な測量並びに数量算出作業をいう。 ・工程管理のための資料の作成等をいう。 ・工事設計変更図面及び工事記録調書の作成をいう。 ・建設材料の品質記録保存をいう。 ・コンクリート中の塩化物総量規制に伴う試験をいう。 ・塗装膜厚施工管理をいう。 ・施工管理で使用するＯＡ機器の費用をいう。 【営繕費】 ・現場事務所、試験室等の営繕（設置・撤去・維持・修繕）・土地・建物の借上をいう。 ・労務者宿舎の営繕（設置・撤去・維持・修繕）・土地・建物の借上をいう。 ・倉庫及び材料保管場の営繕（設置・撤去・維持・修繕）・土地・建物の借上をいう。 ・労働者の輸送をいう。
現場管理費	現場を管理していくための費用をいう。なお、内容については、下記によるものとする。 ・労務管理をいう。 ・安全訓練等をいう。 ・租税公課をいう。 ・保険料をいう。 ・従業員給料手当をいう。 ・退職金をいう。 ・法定福利をいう。 ・福利厚生をいう。 ・事務用品をいう。 ・通信交通をいう。 ・交際費をいう。 ・補償費をいう。 ・外注経費をいう。 ・工事登録をいう。
一般管理費等	【一般管理費】 工事施工にあたる企業の経営管理活動に必要な本店及び支店における経費の費用をいう。なお、内容については、下記によるものとする。

	・役員報酬をいう。 ・従業員給料手当をいう。 ・退職金をいう。 ・法定福利をいう。 ・福利厚生をいう。 ・修繕維持をいう。 ・事務用品をいう。 ・通信交通をいう。 ・動力、用水光熱をいう。 ・調査研究をいう。 ・広告宣伝をいう。 ・交際費をいう。 ・寄付金をいう。 ・地代、家賃をいう。 ・減価償却をいう。 ・試験研究費償却をいう。 ・開発費償却をいう。 ・租税公課をいう。 ・保険料をいう。 ・契約保証をいう。 【附加利益】 工事施工にあたる企業の経営を断続して運営するために必要な費用をいう。
--	---

・ 建築工事の場合

【諸 経 費】

項目名称	内 容
共通仮設費	工事目的物を施工するために間接的に必要となる各工事共通の運搬、準備、技術管理、営繕に要する費用をいう。なお、内容については、下記によるものとする。 【準備費】 ・敷地測量、敷地整理、仮設用借地料、その他の準備に要する費用 【仮設建物費】 ・監理事務所、現場事務所、倉庫、下小屋、宿舍、作業員施設等に要する費用 【工事施設費】 ・仮囲い、工事用道路、歩道構台、場内通信設備等の工事用施設に要する費用 【環境安全費】

	・安全標識、消火設備等の施設の設置、安全管理、合図等の要員、隣接物等の養生及び補償復旧に要する費用 【動力用光熱水費】 ・工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに工事用電気・水道料金等 【屋外整理清掃費】 ・屋外及び敷地周辺の跡片付け及びこれに伴う屋外発生材処分等並びに除雪に要する費用 【機械器具費】 ・共通的な工事用機械器具（測量機器、揚重機械器具、雑機械器具）に要する費用 【その他】 ・材料及び製品の品質管理試験に要する費用、その他上記のいずれの項目にも属さない費用
現場管理費	現場を管理していくための費用をいう。内容については、下記によるものとする。 ・労務管理をいう。 ・安全訓練等をいう。 ・租税公課をいう。 ・保険料をいう。 ・従業員給料手当をいう。 ・施工図等作成をいう。 ・退職金をいう。 ・法定福利をいう。 ・福利厚生をいう。 ・事務用品をいう。 ・通信交通をいう。 ・補償費をいう。 ・その他費 工事实績の登録等をいう。
一般管理費等	【一般管理費】 工事施工にあたる企業の経営管理活動に必要な本店及び支店における経費の費用をいう。なお、内容については、下記によるものとする。 ・役員報酬をいう。 ・従業員給料手当をいう。 ・退職金をいう。

	・法定福利をいう。 ・福利厚生をいう。 ・修繕維持をいう。 ・事務用品をいう。 ・通信交通をいう。 ・動力、用水光熱をいう。 ・調査研究をいう。 ・広告宣伝をいう。 ・交際費をいう。 ・寄付金をいう。 ・地代、家賃をいう。 ・減価償却をいう。 ・試験研究償却をいう。 ・開発償却をいう。 ・租税公課をいう。 ・保険料をいう。 ・契約保証をいう。 ・雑費をいう。 【附加利益】 工事施工にあたる企業の経営を断続して運営するために必要な費用をいう。
--	---

第34節 工事の一時中止

1.34.1 一時中止の要件

(1) 契約書第20条第1項に規定する「工事用地等の確保ができない等」とは、次の各号に該当する場合などをいう。

- 1) 埋蔵文化財の調査、発掘の遅延及び埋蔵文化財が新たに発見された場合
- 2) 関連する他の工事の進捗が遅れた場合
- 3) 工事着手後、環境問題等が発生した場合

(2) 契約書第20条第2項及び第27条に規定する「監督員が必要があると認めるとき」とは、次に示す場合などをいう。

- 1) 工事の施工中に事故等が発生し、重大災害の2次災害等、引き続き災害防止のための安全対策の確認及び今後の工事施工上の安全作業の確認が必要な場合
- 2) 施工管理書類や週間工程表の提出が滞るなど、受注者の施工管理及び工程把握が不十分と判断される場合

1.34.2 工事の一時中止における措置

契約書第20条第1項及び第2項の規定に基づき、監督員が工事の全部又は一部の施工の一

時中止を書面により通知した場合において、中止期間中の現場条件等を監督員が指示した場合は、受注者は、これに従うとともに、中止期間中の現場管理体制等について監督員と協議のうえ、基本計画書を監督員に提出するものとする。なお、工事の一時中止部分について、工事の再開が可能となった場合、監督員は受注者へ中止の解除を書面により通知するものとする。受注者は、一時中止の解除について、監督員の指示書により、同意書（様式１０－１号）を監督員に提出するものとする。

１．３４．３ 工事の一時中止に伴う増加費用の協議

- （１）受注者は、工事の一時中止に伴い増加費用が生じた場合は、請求額を記した増加費用の請求書（様式第９－１）を監督員に提出するものとする。
- （２）受注者からの請求があった場合においては、監督員が算定した増加費用の額を記した増加費用の協議書をもって、受注者と協議するものとする。
- （３）増加費用の額について監督員からの協議書により受注者は同意書（様式第１０－１号）を監督員に提出するものとする。なお、協議開始の日から２８日以内に協議が整わない場合には、監督員が定め、受注者に通知する。
- （４）受注者は、本章１．３４．１（２）に規定する工事の一時中止に伴う増加費用については、原則請求できないものとする。

１．３４．４ ガイドラインの活用

工事の一時中止においては、「工事一時中止ガイドライン」（当社WEBサイト（<https://contract.c-nexco.co.jp/point/>）に掲載）を活用するものとする。

第３５節 不可抗力による損害

１．３５．１ 災害通知書の提出

受注者は、災害発生後直ちに被害の詳細な状況を把握し、当該被害が契約書第３０条の規定の適用を受けられる場合には、遅滞なく工事災害通知書（様式第８号）により発注者に通知するものとする。なお、工事災害通知書を通知した場合は、その工事災害に関する報告書等を作成し、本章１．４６．４に規定する「工事完成図書」に含めて監督員に提出するものとする。

１．３５．２ 採択基準

契約書第３０条第１項に規定する「設計図書で基準を定めたもの」とは、工事現場又は監督員が認めた観測地点において、次の各号に掲げるものをいう。

（１）降雨に起因する場合

次のいずれかに該当する場合とする。

- １）連続雨量（任意の７２時間における雨量をいう。）が１５０mm以上
- ２）２４時間雨量（任意の連続２４時間における雨量をいう。）が８０mm以上

- 3) 1時間雨量(任意の60分における雨量をいう。)が20mm以上
- (2) 強風に起因する場合
最大風速(10分間の平均風速で最大のものをいう。)が15m/秒以上あった場合
- (3) 地震、津波、高潮及び豪雪に起因する場合
地震、津波、高潮及び豪雪により生じた災害にあつては、周囲の状況により判断し、相当の範囲にわたって、他の一般物件にも被害を及ぼしたと認められる場合
- (4) その他設計図書で定めた基準

1.3.5.3 損害範囲の認定

契約書第30条第2項に規定する「受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、本章1.2.4.6に規定する予防措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良等、受注者の責によるとされるものをいう。

1.3.5.4 損害額の協議

契約書第30条の規定に基づき、発注者が負担する額の契約書第25条第3項による協議は、監督員からの協議書により受注者は同意書(様式第10-1号)を監督員に提出するものとする。なお、協議開始の日から28日以内に協議が整わない場合には、監督員が定め受注者に通知する。

第3.6節 スライド条項の適用基準

1.3.6.1 適用の原則

契約書第26条第1項から第4項までの規定(以下「スライド条項」という。)に基づく請負代金額の変更(以下「スライド」という。)の適用基準は、次の各項によるものとする。

1.3.6.2 賃金又は物価の変動

スライド条項に規定する「賃金水準又は物価水準の変動」とは、それぞれ当該工事場所における建設労働者の賃金水準、建設資材の価格、建設機械等の維持修理費、管理費、賃貸料及び運送料等に関する価格水準の変動をいう。

1.3.6.3 請求の方法

- (1) スライドの請求は、スライドの請求を行う発注者又は受注者が賃金又は物価の変動状況、当該工事の残工事量等を勘案して、適当と判断した日に行うことができる。ただし、残工期が2箇月未満の場合は、スライドの請求は行えないものとする。
- (2) スライドの請求は、スライド請求書(様式第9号)を相手方に提出することにより行う。

1.3.6.4 適用の基準日

スライド条項第3項に規定する「基準日」とは、次の各号に掲げるところによるものとする。

- (1) スライドの請求のあった日が1日から25日までの間である場合においては、当該請求

のあった日の属する月の翌月の１日

- (２) スライドの請求のあった日が２６日から月末までの間である場合においては、当該請求のあった日の属する月の翌々月の１日

1.3.6.5 残工事量の算定

変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額の算定の基礎となる残工事量の算定は、基準日の前月末までに完成された工事の検査を行い、工事の出来形部分の算定をすることにより行うものとし、監督員と受注者との間で確認するものとする。

ただし、基準日の前月末に部分払のための工事の出来形部分の検査を行うこととしている工事の残工事量の算定は、当該検査と合わせて行うものとする。この場合において、受注者の責により遅延していると認められる工事量は、残工事量に含めないものとする。

1.3.6.6 スライド額の協議

- (１) 受注者から請求又は発注者及び受注者双方からの請求の場合においては、受注者は、監督員から通知のあったスライド額見積方通知書に基づき算定したスライドの請求額を記したスライド額協議書（様式第１０号、当該請求額の算出基礎を添付したもの）を監督員に提出するものとする。
- (２) 発注者からの請求の場合においては、発注者が算定したスライドの請求額を記したスライド額協議書をもって受注者と協議するものとする。
- (３) 上記（１）及び（２）のスライド額は諸経費を含むものとする。
- (４) 契約書第２６条第８項に規定する協議開始の日は、精算数量が確定した時点とする。
- (５) スライド額について、監督員からの協議書により受注者は同意書（様式第１０－１号）を監督員に提出するものとする。

なお、協議開始の日から２８日以内に協議が整わない場合には、監督員が定め、受注者に通知する。

1.3.6.7 単品スライド条項の適用基準

契約書第２６条第５項の規定（以下「単品スライド条項」という。）については、この条項を発動すべき事態が発生し、他機関発注の公共工事にも広く適用される等、客観的に適用の必要が認められる場合に、適用できるものとする。

1.3.6.8 インフレスライド条項の適用基準

契約書第２６条第６項の規定（以下「インフレスライド条項」という。）については、この条項を発動すべき事態が発生し、他機関発注の公共工事にも広く適用される等、客観的に適用の必要が認められる場合に、適用できるものとする。

第37節 臨機の措置

1.37.1 措置の請求

監督員は、契約書第27条第3項の規定により、暴風、豪雨、高潮、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的事象（以下「天災等」という。）に伴い、工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

1.37.2 緊急工事

上記の場合において、受注者が直ちに当該措置に基づく作業をなし得ないか、又はこれを行う意志がない場合には、発注者は、他の者に作業させ、この者に当該作業にかかる費用を支払うことができるものとする。当該作業の結果生じた費用及び当該作業に付随する費用の負担方法は、監督員と受注者が協議し定めるものとする。

第38節 契約変更

1.38.1 契約変更

発注者と受注者は、次の各号に掲げる場合において、工事請負契約の変更を行うものとする。

- (1) 本章1.32.1の規定に基づく変更により著しく請負代金額に変更が生じる場合
- (2) 工事出来高の総額が請負代金額を超えることが予測される場合
- (3) 工事完成に伴い精算を行う場合又は契約書第39条に規定する部分引渡しを行う場合
- (4) 工期の変更を行う場合
- (5) 工事施工上必要があると認める場合

1.38.2 変更契約書の作成

前項の場合において、受注者は、変更する契約書を当社所定の書式により作成し、変更契約決定通知書に記載された期日までに、記名押印のうえ発注者に提出しなければならない。なお、変更する契約書は、次の各号に基づき作成されるものとする。

- (1) 本章1.32.1の規定に基づき監督員が受注者に指示した事項
- (2) スライド額、工事の一時中止に伴う増加費用及び工期の変更日数等決定済みの事項
- (3) その他発注者又は監督員と受注者との協議で決定された事項

ただし、工期の変更等が生じた場合の変更契約書は、当該事項のみの変更とすることができるものとする。

第39節 工期変更

1.39.1 事前協議

事前協議とは、契約書第18条第5項及び第19条の規定に基づく工事の変更において、当該変更が、工期変更協議の対象であるか否かを監督員と受注者との間で確認することをいう。

1.39.2 事前協議の手続き

監督員は、工事の変更指示を行う場合において、工期変更協議の対象であるか否かを合わせて通知するものとし、受注者はこれを確認するものとする。なお、受注者は、監督員からの通知に不服がある場合には、7日以内に異議を申し立てることができる。

1.39.3 工期変更協議の手続き

受注者は、事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項及び契約書第20条の規定に基づき工事の一時中止を行ったものについて、契約書第24条に基づく協議開始の日に、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付のうえ、工期変更協議書（様式第11号）を監督員に提出するものとする。工期変更日数について、監督員からの協議書により同意書（様式第10-1号）を監督員に提出するものとする。

なお、監督員は、事前協議により工期変更協議の対象であると確認された事項及び工事の一時中止を指示した事項であっても、残工期及び残工事量等から工期の変更が必要ないと判断した場合には、工期変更を行わない旨の協議に代えることができる。また、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には監督員が定め受注者に通知する。

監督員は、工期変更協議において契約書第21条の規定に基づき、適正な工期となるよう考慮しなければならない。

1.39.4 受注者からの工期延長の請求

受注者は、契約書第22条の規定に基づき、工期の延長が必要と判断した場合には、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付のうえ速やかに工期延長請求書（様式第12号）を監督員に提出するものとする。

なお、本章1-34-1（2）に規定する工事の一時中止に伴う工期延長の請求は、原則請求できないものとする。

第40節 年度出来高予定額

1.40.1 年度出来高予定額

契約書第40条第1項に基づく「各会計年度の出来高予定額」の提出にあたっては、様式第14-1号により行うものとする。なお、各会計年度の出来高予定額は、本章1.41.1に規定する各年度における最終の出来形検査願提出時期ごとの年度出来高予定額とする。

1.40.2 年度出来高予定額の修正

受注者は、契約書第40条第2項に基づく「次年度以降の出来高予定額」の提出にあたっては、様式第14-2号により行うものとする。

1.40.3 年度出来高予定額の変更

受注者は、年度の途中において工事請負契約の変更が行われた場合、契約書第40条第1項

又は第2項に規定する出来高予定額の変更を、契約書第3条に規定する工程表と併せて発注者に提出しなければならない。

第41節 工事の出来形部分の確認及び検査

1.41.1 工事の出来形部分の確認

受注者は、契約書第38条第2項の規定により部分払の請求に係る工事の出来形部分の確認を求める場合には、発注者に対し、工事出来形部分検査願（様式第15号）を、請求月の前月の25日までに提出しなければならない。

発注者は、受注者から提出された工事出来形部分検査願に基づき、完成された工事又は製造工場にある機器の検査を行い、工事の出来形部分を確認し、その結果を工事出来形部分認定書により受注者に通知するものとする。

受注者は、発注者の確認を受けた工事の出来形部分であっても、契約書第17条及び第32条に規定する義務を免れないものとする。

1.41.2 工事の出来形部分検査願の提出期限の変更

発注者は、特に必要があると認める場合は、受注者とあらかじめ協議のうえ、前項の規定に係らず、工事出来形部分検査願を提出する期限を変更できるものとする。

1.41.3 工事の出来形部分の検査

工事の出来形部分の検査は、次に掲げる各号に基づいて行うものとする。

- (1) 受注者は、自らの負担で工事の出来形部分の検査に必要な測量及び出来高算出作業を行い、その成果を整理し監督員に提出しなければならない。
- (2) 監督員は、受注者から提出された成果を審査し、必要に応じて受注者の立会のうえ、現場検査又は工場検査を行うものとする。この場合において、受注者は、検査に必要な人員、機材等を提供するものとする。
- (3) 受注者は、監督員の確認を得て出来高を実際の工事の出来形部分を超過しない範囲の概算数量で算出することができる。
- (4) 内訳明細書又は内訳書項目の金額に含まれる主たる作業が完了している場合には、その内訳に含まれるすべての作業が完了していなくても、監督員が認めた割合により、工事の出来形部分を算定することができるものとする。
- (5) 工事の出来形部分が完成後、受注者はあらかじめ出来形調書、工場製品にあつては試験成績書を作成し、出来形部分検査時に監督員の確認を得なければならない。
ただし、継続して施工しているもので、出来形部分を概算数量で算出しているものはこの限りではない。

第42節 しゅん功検査

1.42.1 工事のしゅん功届

受注者は、契約書第32条の規定に基づき、工事のしゅん功届（様式第16号）を発注者に提出しなければならない。

1.42.2 工事しゅん功届提出の要件

受注者は、工事しゅん功届を発注者に提出する際には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

- (1) 設計図書（追加、変更指示も含む。）に示すすべての工事が完成していること。
- (2) 契約書第17条第1項の規定に基づき、監督員の請求した改造が完了していること。
- (3) 設計図書により義務付けられた工事記録写真、工事記録情報、出来形調書、しゅん功図等の資料の整備がすべて完了していること。
- (4) 契約変更手続きがすべて完了していること。

1.42.3 検査日及びしゅん功検査員名の通知

監督員は、本章1.42.1に示す工事のしゅん功届が提出された後、しゅん功検査に先立って受注者に対して、検査日及びしゅん功検査員名を通知するものとする。この場合において、受注者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、必要な人員及び機材等を準備し、提供しなければならない。

1.42.4 しゅん功検査の内容

しゅん功検査員は、監督員及び受注者の立会いのうえ、工事目的物を対象として契約書類と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。

- (1) 工事の出来形検査
工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来栄えの検査を行う。
- (2) 工事管理状況の検査
工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。
- (3) 申請書類との整合検査
関係法令等に基づく申請書類と現地との整合検査を行う。

1.42.5 軽微な修補の取扱い

(1) 修補の指示

しゅん功検査員は、修補の必要があると認めた場合においても、その修補が軽微であると判断した場合には、受注者に対して、期限を定めて修補の指示を行うことができるものとする。ただし、受注者がその指示に異議を申し出た場合はこの限りでない。

(2) 修補の完了の確認

検査員が、修補の指示をした場合において、修補の完了の確認は監督員が行うものとする。監督員は、検査員の指示どおり修補が完了したと認めた場合には、受注者に対して完了確認の通知書を交付するものとする。

(3) 修補が完了しない場合

検査員が指示した期間内に修補が完了しなかった場合には、軽微な修補としての取扱いをやめ、発注者は、契約書第32条第2項の規定に基づき検査の結果を通知するものとする。

(4) 検査完了期間の取扱い

前記(2)により修補の完了が確認された場合は、その指示の日から修補完了の確認の日までの期間を、又前記(3)により取扱いをやめた場合は、その指示の日から期限の日までの期間を、それぞれ契約書第32条第2項に規定する期間に含めないものとする。

(5) 検査結果の通知

監督員が、この軽微な修補の取扱いに基づき、検査員の指示した修補の完了を認め、受注者に完了確認の通知書を交付した場合においても、契約書第32条第2項の規定に基づいて発注者が行う検査結果の通知において、不合格とすることを妨げるものではない。

1.42.6 一部しゅん功検査

契約書第39条に規定する「指定部分」が完了した場合には、前項までの各項を準用して、一部しゅん功検査を行うものとする。この場合において、「工事」とあるのは「指定部分にかかる工事」、「最終契約変更」とあるのは「部分引き渡しに伴う契約変更」、「しゅん功検査」とあるのは「一部しゅん功検査」、「しゅん功検査員」とあるのは「一部しゅん功検査員」とそれぞれ読み替えるものとする。

1.42.7 受渡書の提出

受注者は、しゅん功検査に合格ししゅん功認定の通知を受けたときは、契約書第32条第4項の規定に基づき、受渡書（様式第28号）を発注者に提出しなければならない。なお、受渡書の提出にあたっては、コリンズの「登録内容確認書」の写しを添付するものとする。

第43節 請負代金の支払

1.43.1 請負代金の支払

発注者が、請負代金を受注者の指定する金融機関（日本国内の本店）の口座に振り込む手続きを完了したときをもって、請負代金の支払が完了したものとする。

第44節 遅延日数の算定

1.44.1 遅延日数の算定

契約書第54条第5項及び第55条第2項に規定する「遅延日数」は、次式により算定するものとし、本章第3節に規定する工期以外の日数の算定における取扱いについては適用しないものとする。

遅延日数＝（しゅん功届受領日－契約工期日）＋（修補の完了届受領日－不合格の通知日）

なお、不合格の通知日及び修補の完了届受領日は、それぞれ契約書第32条第2項及び第6項に規定するものをいい、本章1.42.5に規定するものは含めないものとする。

第45節 部分使用

1.45.1 適用範囲

監督員は、次の各号により部分使用する場合、設計図書に部分使用する箇所、使用開始時期及び使用理由を示したうえで、契約書第34条の規定に基づき、受注者に対し部分使用を請求することができるものとし、受注者は正当な理由が有る場合を除き承諾するものとする。

- (1) 別途工事の用に供する必要がある場合
- (2) 一般の用に供する必要がある工事目的物
- (3) その他特に必要と認められる場合

1.45.2 部分使用検査

監督員は、前項の規定に基づき部分使用の必要が生じたときには、受注者の立会いのうえ、当該工事目的物の出来形の検査を行うものとする。この場合において受注者は、当該工事目的物の出来形検査調書を作成し、監督員に提出するとともに、その他検査に必要な資料、写真等を準備し、又必要な人員、機材等を提供するものとする。

1.45.3 部分使用の協議

受注者は、部分使用の協議に同意した場合は、部分使用同意書（様式第17号）を監督員に提出するものとする。

第46節 工事記録等

1.46.1 工事記録写真

受注者は、「工事記録写真等撮影要領（施設編）」及び監督員の指示に従って、工事の段階ごとに、その着手から完成までの施工状況が識別できる写真を整理し、監督員に提出しなければならない。

1.46.2 工事完成写真

受注者は、「工事記録写真等撮影要領（施設編）」及び監督員の指示に従って、工事の完成に際し、完成した工事目的物を撮影し、監督員に提出しなければならない。

1.46.3 出来形調書

受注者は、「施工管理要領」及び監督員の指示に従って、出来形測量を行い、出来形調書を作成し、監督員に提出しなければならない。

1.46.4 工事完成図書

受注者は、工事が完成したときは、次の工事完成図書を作成し、監督員に提出しなければならない。なお、提出は製本及び電子媒体とし、電子媒体については「施設工事完成図書の電子納品

要領(案)」、「施設設備・建物集計データ作成要領(案)」により作成し、提出部数、製本等については特記仕様書によるものとする。

(1) 工事しゅん功図

工事しゅん功図は、設計図を基に、すべての設計変更及び現場変更を明確に記載し、作成するものとする。

(2) 取扱説明書集

取扱説明書集は、次の書類をとりまとめたものとする。

- 1) 各設備機器の取扱説明書及び保証書
- 2) 各設備機器の点検、整備方法書
- 3) 各設備機器詳細図
- 4) 結線図、展開接続図等
- 5) 使用設備機器一覧表（品名、製造元、形式、容量又は出力、数量等）
- 6) 試験成績書（工場試験、現地試験）
- 7) 予備品、保守用品一覧表
- 8) その他監督員の指示したもの

(3) 施工図集

施工図集は、監督員の承諾を得た施工図をとりまとめて作成するものとする。

(4) 建物集計データ及び施設設備集計データ

建物集計データ及び施設設備集計データは、監督員の指定した様式により各建物及び各設備に対して作成するものとする。

(5) 保存資料

監督員が秘密保持に関するものと指示する書類は、本章第4.7節に示す「工事情報共有・保存システム」に保存しないものとし、PDF化して完成図書に追加する。

1.46.5 提出方法

本章1.46.1、2、3、4の提出方法は、表1.46.1に示す。

表1.46.1 工事完成図書の提出方法

書類名称		製本	電子媒体	工事情報共有・保存システム	備考
1.45.1	工事記録写真	—	○	—	
1.45.2	工事完成写真	—	○	—	
1.45.3	出来形調書	—	○	—	
1.45.4 (1)	工事しゅん功図	○	○	—	
1.45.4 (2)	取扱説明書集	○	○	—	
1.45.4 (3)	施工図集	—	○	—	
1.45.4 (4)	施設設備集計データ	—	○	—	監督員が指定する様式

1.45.4 (5)	保存資料	—	○	—	監督員が秘密保持に関するものと指示する書類 PDF 形式
------------	------	---	---	---	---------------------------------

1.46.6 費用の負担

本章 1.46.1、2、3、4、5 に要する費用は諸経費に含まれるものとする。

第47節 工事情報共有・保存システムによる施設工事関係書類の提出方法

1.47.1 利用の範囲

受注者は、監督員への書類の提出については、「工事情報共有・保存システム (Kcube2 (施設))」(以下、「本システム」という) を用いることを原則とする。本システムによる提出等の方法については、「施設工事関係書類提出マニュアル」(当社WEBサイト (<https://contract.connexco.co.jp/point/>) に掲載) に基づき、工事着手前に監督員と受注者で工事打合簿(様式第2号)により確認を行うものとする。なお、工事途中で変更する場合についても同様とする。

なお、本システムの利用に要する一切の費用については関連項目に含むものとし、別途支払いは行わない。

第48節 電子証明書の取得

1.48.1 電子証明書の取得

受注者は、電子証明書を必要とする業務上必要な当社システムの利用にあたり、あらかじめシステム利用者を定め、システム利用者認証時(ログイン時)に必要な電子証明書を取得しなければならない。

受注者は、電子証明書の取得にあたって、「NEXCO PKIによる電子認証サービス運用規程(CPS)」、「NEXCO PKIによる電子認証サービス利用規約」に同意の上、申請書発行システムから利用者氏名及びその他必要事項を記入した電子認証サービス電子証明書発行承諾書を監督員に提出し、監督員から承諾を得た後に発行申請手続きを行うものとする。

なお、システム利用者に変動があった場合は、電子認証サービス電子証明書発行及び失効の手続きを適切に行わなければならない。

1.48.2 運用規程等の提供場所

前項に示す「NEXCO PKIによる電子認証サービス運用規程(CPS)」等は、以下の場所で閲覧することが可能となっている。

- ・「NEXCO PKIによる電子認証サービス運用規程(CPS)」

<https://pre.nexcopki.jp/APPLY/relateddoc/cps.pdf>

- ・「NEXCO PKIによる電子認証サービス依拠当事者規約」

<https://pre.nexcopki.jp/APPLY/relateddoc/ikyotouji.pdf>

- ・「NEXCO PKIによる電子認証サービス利用規約」

<https://pre.nexcopki.jp/APPLY/relateddoc/riyoukiyaku.pdf>

- ・「NEXCO PKIによる電子認証サービス証明書用途」

<https://pre.nexcopki.jp/APPLY/relateddoc/syoumei.pdf>

- ・「NEXCO PKIによる電子認証サービス利用料金」

<https://pre.nexcopki.jp/APPLY/relateddoc/ryoukin.pdf>

- ・PKI様式の提供場所

https://pre.nexcopki.jp/APPLY/PKI_A030.asp

第49節 コリンズへの登録

1.49.1 コリンズへの登録

受注者は、受注時又は変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、コリンズに基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として作成した「登録のための確認のお願い」について、「登録内容確認システム」を用いて監督員の確認を受けたうえで、以下の期限までに登録機関に登録申請しなければならない。ただし、登録期限には、土曜、日曜日、国民の祝日に関する法律に定める国民の祝日及び本章第3節に規定する日数は含まない。

- (1) 受注時は、契約締結の翌日から15日以内
- (2) 登録内容の変更時は、変更があった日の翌日から15日以内
- (3) 完成時は、しゅん功届提出日の翌日から15日以内

登録内容の変更時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金額のみの変更の場合は、原則として登録を必要としない。また、工事の完成後において登録内容に訂正又は削除が必要な場合についても同様に「登録内容確認システム」を用いて、監督員の確認を受けたうえで、適宜登録機関に登録申請しなければならない。ただし、変更時と完成時の間が15日間に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。

工事实績の登録にあたり、施工場所の位置情報を入力するものとし、位置情報は監督員に確認するものとする。

なお、コリンズ登録に要する費用は受注者の負担とする。

第50節 保険の付保及び事故の補償

1.50.1 保険の付保

契約書第57条に規定する火災保険、建設工事保険その他の保険の付保は任意とする。

1.50.2 法定保険の加入

受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法、厚生年金保険法の規定により、使用人等の雇用形態に応じ、使用人等を被保険者とするこれらの保険に加入し、又は加入させなければならない。

1.50.3 法定外の労災保険の付保

本章1.50.2による他、受注者は法定外の労災保険に加入しなければならない。

1.50.4 業務上の事故補償

受注者は、使用人等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。

1.50.5 建設業退職金共済制度への加入

- (1) 受注者は、自らの負担で建設業退職金共済制度に加入し、その掛金収納書を工事請負契約締結後1ヶ月以内（電子申請方式による場合にあっては、契約締結後原則40日以内）に発注者に提出しなければならない。ただし、期限内に収納書を提出できない特別な事情がある場合においては、あらかじめその理由及び証紙購入予定時期を書面により申し出るものとする。
- (2) 受注者は、上記(1)のただし書きの申し出を行った場合又は請負契約額の増額変更があった場合等において、共済証紙を追加購入した場合は、当該共済証紙に係る収納書を工事完成時まで提出しなければならない。
なお、共済証紙を購入しなかった場合は、その理由を書面により発注者に提出しなければならない。
- (3) 受注者は、工事完成後、速やかに掛け金充当実績統括表を作成し、監督員に提出しなければならない。

1.50.6 工事費構成内訳書の提出

- (1) 受注者は、当初契約締結後14日以内に設計図書に基づき工事費構成内訳書（様式第31、32号）を作成し、発注者に提出しなければならない。
- (2) 工事費構成内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。
- (3) 工事費構成内訳書に記載した内容の履行については、受注者に義務付けるものではない。
- (4) 契約変更時においては、工事費構成内訳書の提出は不要とする。

第51節 特許権等の使用に係わる費用負担

1.51.1 特許権等の使用に係わる費用負担

- (1) 受注者は、契約書第8条の規定に基づき、特許権等の対象となっている工事材料、施工方法等の使用に関して費用の負担を発注者に求める場合には、第三者との補償条件の交渉を行う前に発注者と協議しなければならない。
- (2) 契約書第8条において、販売価格、損料及び使用料等に特許権等に係わる費用を含んで流通している材料、機械等については、発注者が設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ受注者がその存在を知らなかったとしても、受注者はその使用に関して要した費用を別途請求することはできないものとする。
- (3) 受注者は、特許権等の権利者との間で実施許諾契約を締結したことを様式第36号によ

り工事着手前までに報告し、監督員はその報告内容を確認するものとする。

第52節 特許権等の帰属

1.52.1 特許権等の帰属

- (1) 受注者は、当該工事の施工に関連して発明、考案、創作及び商標としての標章が確定（以下「発明等」という。）したときは、速やかに書面により発注者に報告しなければならない。
- (2) 前記の発明等が、発注者受注者共同によるものであるときは、発注者と受注者で協議のうえ、それぞれの持分を定め、特許、実用新案、意匠及び商標出願をするものとする。

第53節 著作権の譲渡等

1.53.1 著作権の譲渡等

- (1) 受注者は、成果品（契約書第38条第1項に規定する指定部分に係る成果品及び同条第2項に規定する引渡部分に係る成果品を含む。以下本条において同じ。）が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。
- (2) 発注者は、成果品が著作物に該当するとしないとにかかわらず、当該成果品の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができる。
- (3) 発注者は、成果品が著作物に該当する場合には、受注者が承諾したときに限り、既に受注者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。
- (4) 受注者は、成果品が著作物に該当する場合において、発注者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、発注者は、成果品が著作物に該当しない場合には、当該成果品の内容を受注者の承諾なく自由に改変することができる。
- (5) 受注者は、成果品（業務を行ううえで得られた記録等を含む。）が著作物に該当するとしないとにかかわらず、発注者が承諾した場合には、当該成果品を使用又は複製し、また、契約書第1条第4項の規定にかかわらず当該成果品の内容を公表することができる。
- (6) 発注者は、受注者が成果品の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、受注者が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

第54節 欠陥の調査

1.54.1 欠陥の調査

受注者は、工事期間中又は契約書第56条に規定する契約不適合責任期間中に欠陥が出現した場合において、発注者又は監督員からその欠陥の原因の調査をすることを指示されたときは、こ

れに従わなければならない。なお、当該欠陥が受注者の責に帰すべきものでないときは、この調査に要した費用は発注者の負担とする。また、当該欠陥が受注者の責に帰すべきものであるときは、上述の調査に要した費用は受注者の負担とし、受注者は、契約書第17条及び第45条の規定に従って改造、修補を行うものとする。

第55節 発生材の処理

1.55.1 発生材の処理

発生材のうち、特記仕様書により引渡しを要するものは、監督員の指示を受けた場所に整理のうえ発生材調書（様式第7号）を作成し監督員に提出するものとする。

第56節 工事看板の設置

1.56.1 工事看板の設置

受注者は、施工に先立ち工事現場またはその周辺の一般通行人等が見やすい場所に、工事目的、工期、発注者名及び施工名等を記載した看板を設置し、工事完了後は速やかに工事看板を撤去しなければならない。ただし、工事看板の設置が困難な場合は、その理由を事前に監督員に提出し、監督員の確認を得るものとする。

なお、監督員が工事看板の設置場所や記載内容等について指示した場合は、それに従わなければならない。

第57節 紛争中における発注者、受注者の義務

1.57.1 紛争中における発注者受注者の義務

- (1) 受注者は、契約書第59条及び第60条の規定に基づく手続きを行った場合においても、工事を継続しなければならない。
- (2) 発注者は、受注者が発注者の定めたものに不服があり、契約書第59条及び第60条の規定に基づく手続きを行った場合においても、契約書第35条及び第41条の規定に基づく前金払、契約書第38条及び第42条の規定に基づく部分払を行わなければならない。
- (3) 前記の場合で、契約変更を必要とする時は、発注者及び受注者は、発注者が定めたものに従い、受注者が不服である旨を明記して契約変更の締結を行うものとする。
- (4) 工事が完成した場合、前記変更契約書に基づき、契約書第32条の規定に基づく検査及び引渡し及び契約書第33条に基づく請負代金の支払を行うものとする。

第58節 交通安全管理

1.58.1 交通安全管理

- (1) 受注者は、工事用運搬路として、公衆に供する道路を使用するときは、積載物の落下等により、路面を損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、特に第三者に損

害を与えないようにしなければならない。なお、第三者に損害を及ぼした場合は、契約書第29条によって処置するものとする。

- (2) 受注者は、工事車両による土砂、工事用資材及び機械などの輸送を伴う工事については、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通保安要員の配置、標識安全施設等の設置場所、その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。
- (3) 受注者は、供用中の道路に係る工事の施工にあたっては、交通安全について、監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、関連する諸法令に基づき、安全対策を講じなければならない。
- (4) 受注者は、公衆の交通が自由かつ安全に通行するのに支障となる場所に材料又は設備を保管してはならない。また、毎日の作業終了時及び何らかの理由により建設作業を中断するときには、交通管理者協議で許可された常設作業帯を除き一般の交通に使用される路面からすべての設備その他障害物を撤去しなくてはならない。
- (5) 受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令(昭和36年7月17日政令第265号)第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可、または道路法第47条の10に基づく通行可能経路の回答を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令(昭和35年10月11日政令第270号)第22条における制限をこえて、建設機械、資材等を積載して運搬するとき、道路交通法(昭和35年6月25日法律第105号)第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。

車両の緒元		一般的制限値(最高限度)
幅		2.5 m
長さ		12.0 m
高さ		3.8 m (但し、指定道路については4.1 m)
重量	総重量	20.0 t (但し、高速自動車国道・指定道路については、軸距・長さに応じ最大25.0 t)
	軸重	10.0 t
	隣接軸重の合計	隣り合う車軸に係る軸距1.8 m未満の場合は18 t (隣り合う車軸に係る軸距が1.3 m以上で、かつ、当該隣り合う車軸に係る軸重が9.5 t以下の場合は19 t) 1.8 m以上の場合は20 t
	輪荷重	5.0 t
最小回転半径		12.0 m

ここでいう車両とは、人が乗車し、又は貨物が積載されている場合にはその状態におけるものをいい、他の車両をけん引している場合にはこのけん引されている車両を含む。

- (6) 受注者は、上記(5)の一般的制限値を超える車両を通行させようとする場合は、運搬経路、許可証の確認方法等を記載した運搬計画を作成し、本章第21節に規定する施工計画書に記載しなければならない。また、運搬計画どおり運行していることを確認した資料については、監督員の要求があった場合、速やかに提示できるよう整理保管するものとする。

1.58.2 交通規制

- (1) 受注者は、工事の施工に伴い供用中の高速道路等において交通規制を実施する場合は、「道路保全要領（路上作業編）」に基づく他、設計図書及び監督員の指示に従い、一般通行者等への適切な安全対策等を講じなければならない。
- (2) 受注者は、前項の安全対策及び保安方法について、本章第21節に規定する施工計画書に記載しなければならない。
- (3) 受注者は、工事の施工に伴い供用中の高速道路等において交通規制を実施する場合は、翌日の交通規制場所及び方法について監督員に連絡するものとする。また、交通規制の開始及び終了時には、当社の道路管制センター及び交通規制場所の所轄保全・サービスセンターに連絡しなければならない。なお、上記の連絡先については監督員が受注者に通知するものとする。

第59節 関係法令及び条例の遵守

1.59.1 関係法令及び条例の遵守

- (1) 受注者は、当該工事の施工に当たっては、受注者の責任・義務においてすべての関係諸法令及び条例等を遵守し、工事の円滑な推進を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。
- (2) 受注者は、当該工事の設計図書が関係諸法令及び条例に照らし不相当である場合や、矛盾していることが判明した場合は、直ちに監督員に報告し、その確認を求めなければならない。

第60節 関係図書の準用

1.60.1 関係図書の準用

本共通仕様書に記載の無い項目については、国土交通大臣官房官庁営繕部が監修する標準仕様書の、それぞれ最新版によるものとする。各標準仕様書に対して適用対象となる工事は、表1.60に示す。

また、各標準仕様書中の「標準図」は特に注記が無い場合、国土交通大臣官房官庁営繕部監修「公共建築設備工事標準図」を示すものとする。ただし、施設機材仕様書集（以下「機材仕様書集」という）に記載のある事項については、そちらを優先するものとする。

なお、各標準仕様書中の「監督職員」は「監督員」、「受注者等」は「受注者」、「承諾」は「確認」と読み替えるものとする。

表1.60 適用対象となる工事

国土交通大臣官房官庁営繕部が監修する各標準仕様書	適用対象となる工事
・「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」（以下「建築標準仕様書」という。） ・「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）」（以下「建	建築工事

築改修標準仕様書」という。)	
・「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」（以下「電気標準仕様書」という。） ・「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）」（以下「電気改修標準仕様書」という。）	建築工事
	電気工事
	通信工事
	受配電設備工事
	伝送・情報処理設備工事
	交通情報設備工事
・「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）」（以下「機械標準仕様書」という。） ・「公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）」（以下「機械改修標準仕様書」という。）	建築工事
	管工事
	トンネル非常用設備工事
	トンネル換気設備工事
	機械設備工事

第6 1 節 秘密の保持

1. 6 1. 1 目的

工事の施工のため、業務情報及び個人情報を開示及び提供するにあたり、以下のとおり定める。

1. 6 1. 2 定義

秘密保持に関する定義は、下記の各項目に定めるところによる。

- (1) 「業務情報」とは、業務の遂行上知り得た情報で、公知でないものをいう。
- (2) 「個人情報」とは、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）に規定されたものをいう。
- (3) 「業務情報」及び「個人情報」は紙・磁気・電子等の保存形・固定形態の如何を問わない。

1. 6 1. 3 守秘義務

受注者は、工事の施工にあたり知り得た業務情報及び個人情報を他に開示・漏洩してはならない。ただし、下記の項目に該当するものは、この限りでない。

- (1) この契約への違反によらず公知であるか、又は入手後公知となった情報
- (2) 相手方より受領する以前から当事者が知っていた情報
- (3) 相手方の書面による同意を事前に得て開示された情報
- (4) 法的手続き、あるいは公認会計士による監査等により当事者が開示を求められる情報

1. 6 1. 4 情報管理体制の確保

受注者は、工事の施工にあたり、業務情報及び個人情報の取扱者は必要最小限の人数とし、「情報取扱者名簿及び情報管理体制図」（様式第3 5 号）を提出し、監督員の確認を得なければならない。また、提出した「情報取扱者名簿及び情報管理体制図」に変更が生じる場合も同様の取扱いとする。

受注者は、「情報取扱者名簿」の作成にあたり、責任者、業務従事者の区分、所属部署や氏名の明示をし、「情報管理体制図」にてその関係を図示すること。また、「情報管理体制図」と「情

報取扱者名簿」の記載内容に矛盾のないようにし、記載していない者に個人情報を開示・漏洩することのないよう厳重に管理すること。

なお、監督員は、提出された「情報取扱者名簿及び情報管理体制図」に不備若しくは疑義がある場合には、受注者に対し修正を求めることができるものとする。

1.6 1.5 目的外の使用

受注者は、工事施工のために提供された業務情報及び個人情報を業務の目的以外に使用してはならない。

1.6 1.6 取得の制限

受注者は、工事の施工にあたり個人情報を取得するときは、あらかじめ本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

1.6 1.7 利用者の制限

受注者は、工事の施工のために開示又は提供された業務情報及び個人情報について、工事の遂行のために必要と認められる従事者以外に開示又は提供してはならない。

1.6 1.8 資料の持出し

受注者は、業務情報及び個人情報を物的移動（複製物を作成し、複製物を移動させる場合も含む）や電磁気・電子的・ネットワーク的移動等の方法を問わず、無断で持ち出してはならない。

1.6 1.9 複写又は複製の禁止

受注者は、工事の施工のために発注者から引き渡された、業務情報及び個人情報が記録された資料等を複写、複製又は加工してはならない。ただし、あらかじめ監督員の確認を受けたときは、この限りでない。

1.6 1.10 工事完了後の取扱い

受注者は、工事完了後、速やかに、業務情報及び個人情報が記載又は記録された文書、図面、電磁的記録等の媒体（複写物及び複製物を含む。）を返還し、返還が不可能又は困難な場合には、監督員の指示に従って、当該媒体を消去又は廃棄する。

秘密保持に係る規定は、法令の定めにあるものを除き、工事完了後もなお有効とする。

1.6 1.11 工事の下請負を行う場合の取扱い

受注者は、当該工事の一部を下請負に付した場合には、受注者は下請負人に対して、業務情報及び個人情報に係る秘密保持について、受注者の義務と同様の義務を負わせるものとする。

1.61.12 適切な管理

受注者は工事の施工にあたり知り得た業務情報及び個人情報について、善良な管理者の注意をもって、漏洩、滅失又は毀損の防止その他適切な管理に必要な措置を講じるものとする。監督員が求めた場合、受注者は管理に必要な措置について定めた情報管理基準を発注者に提示する。

1.61.13 調査及び報告

監督員は、業務情報及び個人情報の管理状況の調査を受注者に対し行うことができる。受注者は、監督員から業務情報及び個人情報の管理状況について報告を求められたときは、速やかに監督員に必要事項を報告しなければならない。

1.61.14 事故時の対応

受注者は、次の各号に掲げる事故が発生した場合又はその恐れがある場合には、直ちに監督員及び「情報取扱者名簿及び情報管理体制図」（様式第35号）に示す報告先に報告し、その対応について協議するものとする。なお、監督員は、受注者に対し問題の対処に必要な措置を求めることができる。

- (1) 業務情報及び個人情報の不正使用、漏洩、滅失、又は毀損その他の事故
- (2) サイバー攻撃等によるウイルス感染等の事故

1.61.15 事故時の責任分担

受注者の責に帰すべき事由により、前項に示す事故が発生し、これにより発注者又は第三者への損害が生じた場合は、受注者は、発注者又は第三者に対し、その損害について賠償の責を負うものとする。

第62節 VE提案に関する事項

1.62.1 定義

VE提案とは、契約書第19条の2の規定に基づき、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額の低減を可能とする工事内容の変更について、受注者が発注者に対して行う提案をいう。

1.62.2 VE提案を求める範囲

VE提案を求める範囲は前項の規定によるものとする。なお、以下の提案はVE提案を求める範囲に含めないものとする。

- (1) 工期の延長の施工条件の変更を伴う提案
- (2) 契約書第18条に規定した条件変更等に該当する提案
- (3) 提案の実施にあたり、関係機関との協議等、第三者との調整等を要する提案（軽微

な協議・調整は除く)

- (4) 詳細設計が含まれている工事にあっては、詳細設計業務の範囲に係る提案
- (5) 入札手続きにおいて技術提案を求めた工事にあっては、採用された技術提案の変更を伴う提案
- (6) 特記仕様書にV E 提案を求めない範囲として指定した内容に係る提案

1.62.3 V E 提案書の提出等

- (1) 受注者は、本章1.62.1、1.62.2の規定によりV E 提案を行う場合は、次の各号に掲げる事項をV E 提案書(様式第26号)に記載し、工期開始の日から当該V E 提案に係る部分の施工に着手する2箇月前までの間に発注者に提出しなければならない。
 - 1) 設計図書に定める内容とV E 提案の内容の対比及び提案理由
 - 2) 品質の保証
 - 3) V E 提案の実施方法に関する事項(当該提案に係る施工上の条件等を含む)
 - 4) V E 提案が採用された場合の請負代金額の概算低減額及び算出根拠
 - 5) 関連工事及び関係機関との協議・調整
 - 6) 工業所有権を含むV E 提案である場合、その取扱いに関する事項
 - 7) その他V E 提案が採用された場合に留意すべき事項
- (2) 発注者は、提出されたV E 提案書に関する資料、図面その他の書類の追加の提出を受注者に求めることができる。
- (3) V E 提案の提出に要する全ての費用は、受注者の負担とする。

1.62.4 V E 提案の審査及び採否等

- (1) 発注者は、V E 提案について次に掲げる事項を審議するものとする。
 - 1) 施工の確実性、安全性の確保
 - 2) 設計図書に定める工事目的物と比較し、機能、性能等が同等以上で、かつ経済的な優位性
- (2) 発注者は、前記1) 2) を全て満たすと判断される場合に原則としてV E 提案の採用を決定するものとする。

1.62.5 V E 提案の採否の通知

発注者は、前項によるV E 提案の採否について、V E 提案の受領後28日以内に書面により受注者に通知するものとし、V E 提案を採用しなかった場合はその理由を付して通知するものとする。なお、受注者の同意を得たうえでこの期間を延長することができるものとする。

1.63.6 V E 提案の採用に伴う設計図書及び請負代金額の変更

- (1) V E 提案の採用に伴い設計図書の変更を行う場合は、契約書第 19 条の 2 の規定に基づくものとする。
- (2) V E 提案の採用に伴い設計図書の変更が行われた場合において、請負代金額の変更を行う場合は、契約書第 25 条の規定に基づくものとする。
- (3) 前項(2)の変更を行う場合において、V E 提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の 10 分の 5 に相当する金額（以下「V E 管理費」という。）を新たな単価項目として設定し、支払うものとする。
- (4) 採用した V E 提案に、契約書第 18 条に規定する事項が生じた場合において、発注者が V E 提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応ずるものとする。
- (5) 採用した V E 提案に、契約書第 18 条に規定する事項が生じた場合において、前記(3)の V E 管理費については、原則として変更しないものとする。ただし、受発注者の責に帰することができない事由（不可抗力や予測することが不可能な自由など）により、工事の続行が不可能又は著しく請負代金低減額が減少した場合においては、発注者と受注者とで協議して定めるものとする。
- (6) 発注者は、当該 V E 提案については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案についてはこの限りではない。
- (7) 発注者が V E 提案を適正と認めることにより、設計図書の変更を行った場合においても、V E 提案を行った受注者の責任が否定されるものではない。

第 6 3 節 保守講習会の実施

1. 6 3. 1 保守講習会の実施

円滑な運用・保守・管理が行えるよう、設備及び機器の取扱詳細・保守点検要領、その他注意事項等について講習会を行うものとする。日程及び講習会の内容は監督員と確認のうえ決定する。

第 6 4 節 無償修理保証及び部品供給保証に関する事項

1. 6 4. 1 無償修理保証及び部品供給保証期間の保証書

受注者は、入札前に提出した総合評価落札方式の技術提案における無償修理保証及び部品供給保証については、対象機器、保証範囲及び保証期間を示した無償修理保証書（様式第 33 号）及び無償修理保証規約（様式第 34 号）を作成し、本章 1. 4 6. 4 工事完成図書(2) 取扱説明書集にとりまとめるうえ、監督員へ提出するものとする。

1. 6 4. 2 無償保証対象機器の明記

無償修理保証の対象となる機器については、保証対象であること及び保証期間を記した銘板を取り付けるものとする。

第65節 熱中症対策

1.65.1 熱中症対策の実施

受注者は、熱中症防止へ向けた熱中症対策を図ることとし、対策の内容については本章

1.21.1「施工計画書の提出」に基づき監督員に提出するものとする。

1.65.2 熱中症対策に要する費用

熱中症対策に要する費用は、熱中症対策として行う被服類の使用、機械・施設類の設置及び撤去に必要な費用を含むものとし、共通仮設費に計上するものとする。

第2章 ゲート工事

第1節	一般事項.....	2-2
第2節	ブース.....	2-2
第3節	プロテクター.....	2-3
第4節	その他.....	2-4

第1節 一般事項

この章は、ゲート工事に適用する。

2. 1. 1 基本要求品質

- (1) ゲート工事に用いる材料は、所定のものであること。
- (2) ゲート工事の仕上り面は、所定の形状及び寸法を有し、所要の状態であること。

2. 1. 2 施工一般

施工に先立ち、ブース及びプロテクターは、施工図及び製作図を作成し監督員の承諾を受ける。なお、プロテクターについては部材を製作する場所及び方法、部材の運搬及び架設の方法等に関する施工計画書を提出し、監督員の承諾を受けるものとする。

第2節 ブース

2. 2. 1 材料

(1) 鋼材

鋼材は、「標準仕様書（建築工事）第7章〔鉄骨工事〕」による。

(2) 外板に使用する部材

外板に使用する部材は、溶融亜鉛アルミ合金めっき鋼板を使用したパネル構造とする。

(3) 外板

外板は、板厚 2.3mm とし鉄骨材にねじ留めとする。ただし、屋根外板については、鉄骨材に溶接留めとする。

2. 2. 2 塗装

(1) 鉄骨部材の塗装

鉄骨部材の塗装は、表 2.2.1 によるものとし、塗装範囲は特記仕様書及び図面による。特記仕様書及び図面がなければ、床面より 300 mm までの範囲とする。

表 2.2.1 ブース鉄骨部材の塗料塗り

工 種	処 理・工 法		備 考
素地ごしらえ	標準仕様書（建築工事） 表 18.2.2 による。		
錆止め塗装	種 別	標準仕様書（建築工事） 表 18.3.1 による A 種。	
	工 程	標準仕様書（建築工事） 表 18.3.3 による B 種。	

(2) 外板面の塗装

外板面の塗装は、表 2.2.2 による。

表 2.2.2 ブース外板材の塗料塗り

工 種	処 理・工 法		備 考
素地ごしらえ	標準仕様書（建築工事） 表 18.2.2 による。		
仕 上 塗 装	工 程	エポキシ系プライマー	下 塗
		ポリウレタン樹脂塗装	中 塗
		ポリウレタン樹脂塗装	上 塗

2. 2. 3 断熱材

ブース外面部に充填する断熱材は、表 2.2.3 による。

表 2.2.3 ブース断熱材

部 位	仕 様	厚さ (mm)		備 考
		一般地	寒冷地	
壁	グラスウール保温マット (48kg/m ³)	50	50+50	空調機室内部は 25mm
天 井	グラスウール保温マット (48kg/m ³)	50	50+50	
床	発泡ポリエチレンシート	25	25	

第3節 プロテクター

2. 3. 1 材料

(1) 鉄筋

鉄筋は、「標準仕様書（建築工事）第5章 [鉄筋工事]」による。

(2) プロテクターに使用するコンクリート

プロテクターに使用するコンクリートは、「標準仕様書（建築工事）第6章 [コンクリート工事]」により、設計基準強度（F_c）は、30 N/mm²とする。

2. 3. 2 施工

(1) 型枠

型枠は鋼製型枠とし、厚さ 4.5 mm以上のものを使用し、セメントペーストの流出がなく振動等により変形を起こすことのない水密で堅固なものとする。

(2) スリーブ、インサート、打込み配管等

スリーブ、インサート、打込み配管等は、所定の位置に正確かつ堅固に取

り付ける。

第4節 その他

2. 4. 1 遮断機

(1) 遮断機

遮断機は施工図及び製作図を作成し監督員の承諾を得た後、施工する。

(2) 遮断機バー

遮断機バーは、外径 62～60φのFRP製パイプとし、パイプ自体のたわみ量は標識取付け前で、1/500以下とする。

(3) 車輛進入禁止標識板

車輛進入禁止標識板はアルミニウム板とし、板厚は1.2mm以上とする。

(4) 車輛進入禁止標識板の反射シート

車輛進入禁止標識板の反射シートは、カプセルレンズ型反射シート（高輝度反射シート）とする。

なお、材料、加工については、「土木工事共通仕様書 16-3-3 反射式標識板工」による。

2. 4. 2 ガスケット

アイランド床ピット廻りのガスケットは、CR（ネオプレン）ゴムとする。

第3章 あと施工アンカー工事

第1節 一般事項.....	3-2
---------------	-----

第1節 一般事項

この章は、あと施工アンカー工事に適用する。

3. 1 新築、増築工事の金属工事等のあと施工アンカー工事

あと施工アンカーの施工は「標準仕様書（建築工事）14.1.3(1)」による他、次による。

- (1) 施工にあたっては、共通仕様書 1.19.1 による細部計画等(使用材料、施工方法・手順、品質管理、安全衛生管理等)に関する施工計画書を提出しなければならない。
- (2) あと施工アンカーの施工には、工事内容に相応した施工の指導を行う施工管理技術者を置くものとし、あと施工アンカー作業における技能者は、あと施工アンカー工事の施工に関する十分な経験と技能を有するものとする。
- (3) 機器等を固定する吊り構造等の常時引張力を受ける箇所へは原則として接着系ボルトを使用しない。
- (4) あと施工アンカーの性能確認として、製造所の試験成績書を提出し、監督員の承諾を受けるものとする。あと施工アンカーの施工確認試験は「標準仕様書（建築工事）14.1.3(1)(エ)」の他、次による。
 - 1) 施工後、目視・接触により全数固着状況を確認し、引抜き耐力の確認試験は、アンカー径が M9 以上について引張試験機による引張試験を実施する。
 - 2) 引張試験箇所数は、1 日に施工されたものの各径・各仕様ごとを 1 ロットとし、1 ロット当たり 3 本以上を無作為に抜き取り実施する。
 - 3) 引張強度は、「各種合成構造設計指針・同解説」（日本建築学会）による短期許容引張力とする。

3. 2 鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造骨組みに、耐震壁、袖壁、鉄骨系補強部材等を設置する場合の接合面に設けるあと施工アンカー工事

あと施工アンカーの施工は「改修工事標準仕様書（建築工事）8.1 及び 8.12」による他、次による。

- (1) 施工にあたっては、共通仕様書 1.19.1 による細部計画等(使用材料、施工方法・手順、品質管理、安全衛生管理等)に関する施工計画書を提出しなければならない。
- (2) あと施工アンカーの性能確認として、製造所の試験成績書を提出し、監督員の承諾を受けるものとする。あと施工アンカーの施工確認試験は「改修工事標準仕様書（建築工事）8.12.5」の他、次による。
 - 1) 施工後、目視・接触により全数固着状況を確認し、引抜き耐力の確認試験は、アンカー径が M9 以上について引張試験機による引張試験を実施する。
 - 2) 引張強度は、「各種合成構造設計指針・同解説」（日本建築学会）による短期許容引張力とする。

第 4 章 杭地業工事

第 1 節 一般事項.....	4-2
-----------------	-----

第1節 一般事項

この章は、杭地業工事に適用し、「標準仕様書（建築工事）第4章 地業工事」によるほか、次によるものとする。

4. 1. 1 施工計画

施工計画書について、支持地盤位置と杭の根入れ深さの計画に関し、設計図書と照らし確認を行う。施工計画書には、元請と下請の役割分担、くいの支持層への到達等の技術的判断方法、施工記録の確認方法、施工記録が取得できない場合の代替手法、当初計画どおりに施工することが妥当ではない状況が生じた場合の協議方法を適切に定め、記載するものとする。

4. 1. 2 施工立会

試験杭、本杭ともに原則として全ての杭施工時に監督員の立会いを行う。

施工にあたっては、設計図書及び施工計画書の支持地盤位置を念頭に、オーガー駆動電動機の電流値や貫入量等から支持地盤位置の確認を行うものとする。

4. 1. 3 施工記録の保存

全ての杭について支持地盤を確認した記録を記載した報告書と、電流値等のデータに関しては記録紙の原本を監督員に提出するものとし、工事完成図書に保存するものとする。

第 5 章 建築付属物の構造

第 1 節 一般事項	5-2
------------------	-----

第1節 一般事項

この章は、建築に付属する設備及び建具について適用する。

5. 1. 1 材料

建物に付属する設備及び建具について、蝶番並びにボルト、ナット、ビス類等の接触面が異種金属の組み合わせとなる場合は、電蝕防止措置を施すものとする。

第6章 ブース空気調和設備工事

第1節	機材	6-2
第2節	施工	6-2
第3節	試運転調整	6-3

第1節 機材

6. 1. 1 機器

(1) 機器仕様

機器仕様は、特記仕様書による。

第2節 施工

6. 2. 1 機器の据付及び取付け

(1) 一般事項

機器の据付及び取付けについては、「標準仕様書（機械工事）第3編第2章（施工）」の当該事項による。

(2) 空気調和機

取付けについては、図面及び特記仕様書によるものとする。

(3) エアーカーテン

取付けについては、図面及び特記仕様書によるものとする。

(4) 飛散送風機

取付けについては、図面及び特記仕様書によるものとする。

(5) 温風暖房機

据付については、床面に強固に固定し、燃料タンクへは銅配管とする。

(6) 配管工事

空調機の冷媒配管、ドレーン管、温風暖房機の油配管及び新鮮空気ダクト（塩化ビニル管）等の施工は「標準仕様書（機械工事）第2編第2章（配管工事）」の当該事項による。

(7) 保温・塗装工事

冷媒配管の保温、ドレーン管の保温及び塗装、並びにダクトの塗装は、「標準仕様書（機械工事）第2編第3章（保温、塗装及び防錆工事）」の当該事項による。

(8) 電気工事

空調機、エアーカーテン、飛散送風機、ブースターファン等の動力配線、盤等は「標準仕様書（機械工事）第2編第1章第2節（電動機及び制御盤）」の当該事項による。

(9) ダクト工事

ダクト工事は、「標準仕様書（機械工事）第3編第1章第14節（ダクト及びダクト付属品）並びに第3編第2章第2節（ダクトの製作及び取付け）」の当該事項による。

(10) 自動制御設備工事

ブース空調設備における自動制御は「標準仕様書（機械工事）第4編（自動制御設備工事）」の当該事項による。

第3節 試運転調整

6. 3. 1 試運転調整

(1) 新鮮空気の入取場所

空調機の新鮮空気は、自動車の排ガスによる影響の少ない場所から取り入れる。

(2) 空調機の吹出風量

空調機の吹出し風量（新鮮空気量）は、平均 $5\text{m}^3/\text{min}$ 程度となるよう調整する。

(3) エアーカーテンの吹出風速と吹出方向

エアーカーテンの送風は、むらのないもので、吹出風速は $5\sim 7\text{m}/\text{sec}$ とし、吹出方向は多少ブース外方向に設定する。

(4) 飛散送風機の送風流線

飛散送風機の送風流線は、上限をダッチドアより下方になるようにし、調整する。

第 7 章 疲勞設計

第 1 節 疲勞設計	7-2
------------------	-----

第1節 疲労設計

7. 1. 1 材料

橋梁部（橋脚直上を除く）に設置される F 型支柱については、疲労照査による強度確認を行い製作するものとし、事前に監督員に強度計算書を提出し、承諾を得るものとする。

疲労照査については、強度計算結果で得られた支柱構造に対し、交通振動による鉛直方向の振動と水平方向の振動を次の条件で行うものとする。なお、これらの疲労照査は個別に判定するものとし、荷重の合成は行わない。

- ・荷重は、鉛直方向に 300Gal、水平方向に 150Gal の値とする。
- ・照査箇所は支柱のアーム部（梁部材接続部）・柱脚部・点検開口部とする。
- ・照査を行う部位の疲労強度等級は、継ぎ手部の計上から設定し、直応力を受ける継手の打ち切り限界としての応力範囲は、一定振幅を用いる。
- ・疲労応力度（ σ ）は、次式により算出する。
$$\sigma = (\text{軸力} / \text{断面積}) \pm (\text{モーメント} / \text{断面係数})$$

[解： $\sigma_{\max}$ 、 $\sigma_{\min}$]
- ・設計応力範囲（ $\Delta\sigma_d$ ）は、次式により算出する。
$$\Delta\sigma_d = \sigma_{\max} - \sigma_{\min}$$
- ・設計応力範囲が打ち切り限界応力範囲内であることを確認する。

施設工事共通仕様書

令和7年7月

編 著 中日本高速道路株式会社